

12.11.12

業鑛炭石

# 報會助互

號十第・卷二第

行發日十二月十年二十和昭

福岡鑛業會

昭和十二年四月七日第三種郵便物認可（毎月一回二十日發行）  
昭和十二年十月十七日印刷本 昭和十二年十月二十日發行

福岡鑛山學校

## 目次

本會々則	(頁外)
聖壽萬歳と皇軍將兵の武運長久を祈る(卷頭言)	(一)
炭坑勞働力補充に關する本會並に筑豊鑛業會の陳情	(二)
炭價並に合理化問題に對する最近政府筋動向に就て	(六)
準戰時體制と石炭の使命	(三)
田川地方炭坑視察旅行記	(四)
本會 記事	(三)
鑛區外侵掘に對する判決	(三)
石炭坑爆發豫防調査所概観	(七)
石炭鑛業勞務者充足に關する懇談會	(三)
勞働力補充に關し堀福鑛局長の談	(四)
石炭船運賃	(四)
九月物價指數動向	(四)
モダン熟語註解	(四)
昭和石炭の仲買値大幅値上を斷行其他	(四)
石炭鑛業權設定	(六)
軍機保護法改正法改正法律略解	(六)
(福岡鑛山監督局管内)	(六)
報	(七)

十月號

行發會助互業鑛炭石

# 鑛山用諸機械

コ ー ル カ ツ タ ー	捲 揚 機	ド リ ル シ ャ プ ナ ー	ピ ツ ク シ ャ プ ナ ー	送 風 機	ポ ン プ	壓 縮 機
---------------------------------	-------------	--------------------------------------	--------------------------------------	-------------	-------------	-------------



日 立 製 作 所

東京丸ノ内・福岡市天神町

助 會 會 則

（Faint vertical text columns, likely a list of names or titles, partially obscured by noise and low contrast.)

（Faint vertical text columns, likely a list of names or titles, partially obscured by noise and low contrast.)

# 鑛山用諸機械

コールカツター  
 捲揚機  
 ドリルシヤプナー  
 ピツクシヤプナー  
 送風機  
 ポンプ  
 壓縮機



日工製作所

東京丸ノ内・福岡市天神町

## 石炭鑛業互助會會則

### 第一章 總則

第一條 本會ハ石炭鑛業互助會ト稱ス  
 第二條 本會ハ本會ノ目的ニ賛同スル石炭鑛業者ヲ以テ組織ス  
 第三條 本會ハ會員相互ノ連絡ヲ圖リ互助協調シテ石炭鑛業ノ向上發展ヲ期スルヲ以テ目的トス  
 第四條 本會ハ本部ヲ福岡縣若松市ニ置キ支部ヲ必要ノ地ニ設ケルコトアルベシ

### 第二章 事業

第五條 本會ハ其ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ  
 一、調査機關ヲ設ケ石炭鑛業ノ向上發展ニ關スル諸般ノ調査研究ヲナスコト  
 二、石炭ノ需給ヲ調査シ其ノ調節ヲ圖ルコト  
 三、會報ヲ刊行スルコト  
 四、會員炭坑ノ變災其ノ他ノ事故ニ對シ適當ノ救援又ハ調停ヲナスコト  
 五、其ノ他必要ト認ムル事業

### 第三章 會員

第六條 本會會員ハ名譽會員、正會員及准會員ノ三種トス  
 一、名譽會員ハ本會ノ目的ヲ翼賛スル名士ニシテ理事會ノ推薦ニヨルモノトス  
 二、正會員ハ石炭鑛業ヲ經營スル個人又ハ法人ニシテ所定ノ會費ヲ納ムルモノトス  
 三、准會員ハ正會員ノ推薦ニヨリ入會セシムルモノニシテ其ノ資格ハ正會員ノ同シ  
 第七條 正會員ハ其ノ經營スル炭坑ノ年額送炭數量(每年自四月一日至翌三月卅一日)ニヨリ第八條ノ規定ニ基キ自已經

### 第八章

第八條 鑛炭坑ノ職員幹部中ヨリ准會員ヲ推薦スル事ヲ得但シ正會員過半數ノ同意ヲ得レバ職員以外ノモノヲ推薦スルコトヲ得  
 一、年額送炭數量五萬噸迄  
 二、年額五萬噸又ハ其ノ未滿ヲ増ス毎ニ一名ヲ増加スルモノトス

### 第九條

第九條 新ニ入會セントスル者ハ所定ノ申込手續ヲナシ理事會ノ承認ヲ得ベキモノトスル者モ又同シ  
 一、年額送炭數量五萬噸迄  
 二、年額五萬噸又ハ其ノ未滿ヲ増ス毎ニ一名ヲ増加スルモノトス

### 第十條

第十條 准會員ノ人名ヲ届出ツベキモノトス  
 一、年額送炭數量五萬噸迄  
 二、年額五萬噸又ハ其ノ未滿ヲ増ス毎ニ一名ヲ増加スルモノトス

### 第十一條

第十一條 會員ハ一ヶ月以内ニ其ノ補缺推薦ヲナスベキモノトス  
 一、年額送炭數量五萬噸迄  
 二、年額五萬噸又ハ其ノ未滿ヲ増ス毎ニ一名ヲ増加スルモノトス

### 第十二條

第十二條 正會員死亡ノ際其ノ相續者以外ノ繼承ニ就テハ理事會ノ決議ニヨリ  
 一、年額送炭數量五萬噸迄  
 二、年額五萬噸又ハ其ノ未滿ヲ増ス毎ニ一名ヲ増加スルモノトス

### 第十三條

第十三條 會員ニシテ本會ノ名譽ヲ毀損シ又ハ本會ニ不利益ナル行為ヲナシ若クハ會員ノ義務ヲ履行セザルトキハ總會ノ決議ヲ以テ除名スルコトアルベシ  
 一、年額送炭數量五萬噸迄  
 二、年額五萬噸又ハ其ノ未滿ヲ増ス毎ニ一名ヲ増加スルモノトス

### 第十四條

第十四條 退會者又ハ除名者ノ既納會費、積立金及ヒ持分權ハ如何ナル理由アルトモ返付セズ  
 一、年額送炭數量五萬噸迄  
 二、年額五萬噸又ハ其ノ未滿ヲ増ス毎ニ一名ヲ増加スルモノトス

### 第十五條

第十五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク  
 一、年額送炭數量五萬噸迄  
 二、年額五萬噸又ハ其ノ未滿ヲ増ス毎ニ一名ヲ増加スルモノトス

### 第十六條

第十六條 評議會  
 一、年額送炭數量五萬噸迄  
 二、年額五萬噸又ハ其ノ未滿ヲ増ス毎ニ一名ヲ増加スルモノトス

### 第十七條

第十七條 評議會  
 一、年額送炭數量五萬噸迄  
 二、年額五萬噸又ハ其ノ未滿ヲ増ス毎ニ一名ヲ増加スルモノトス

### 第十八條

第十八條 評議會  
 一、年額送炭數量五萬噸迄  
 二、年額五萬噸又ハ其ノ未滿ヲ増ス毎ニ一名ヲ増加スルモノトス



◁ 言 頭 卷 ▷

聖壽萬歳と皇軍將兵の武運長久を祈る

謹みて惟みるに、聖上陛下には、這般の第七十二臨時議會の開院式に當り、誠に優渥なる勅語を賜り、東亞安定の宏謀を明かにし給ひ、支那事變に對する帝國の嚮ふところを示し給ふ、殊に我が臣民が今日の時局に際し忠誠和協、皇運を贊襄せんことを望ませ給ふ、聖旨深遠まことに恐懼感激の至りに堪へない次第である。

われノ、臣民は、勅語の御趣旨を奉體して、戰場に立つも立たぬも皆その職分に恪循して、『忠誠公ニ奉ジ和協心ヲ一ニシテ層層奮勵努力して宸襟を安んじ奉るべきである。

今や我陸海軍は北に南に連戦連捷克く忠勇を致し國威を宣揚しつゝ、ある、吾等はこの聖戰に活躍しつゝ、ある皇軍將兵に滿腔の感謝の意を表し職員一同毎日の朝禮に於て、國歌を奉唱し、默禱を捧げ、聖壽の萬歳と將兵諸士の武運長久を祈願しつゝある。

更に今次事變に、親を子を或は夫を見弟を征途に送り、雄々しく家庭を守らるゝ是等將兵諸士の御家族に對し、深厚なる敬意を捧ぐると同時に、われノ、は統後の國民として飽くまで舉國一致、堅忍持久以て盡忠報國の誠を致さむことを念願とするものである (鳴 濤)。

第十七條 本會ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統轄シ副會長ハ會長ヲ補助シ會長專故アルトキ之レニ代ル理事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ執行ス

第十八條 本會ハ本會ノ會計及會務ヲ監査ス

第十九條 本會ハ本會ノ會計及會務ヲ監査ス

第二十條 本會ハ本會ノ會計及會務ヲ監査ス

第二十一條 本會ハ本會ノ會計及會務ヲ監査ス

第二十二條 本會ハ本會ノ會計及會務ヲ監査ス

第五章 資産及會計

第二十二條 本會ノ資産ハ基本金、會費及寄附金其ノ他ノ收入金ヲ以テ組織ス

第二十三條 本會ノ經費ハ基本金ノ利子、收入會費、寄附金其ノ他ノ收入金ヲ以テ之レニ充ツ

第二十四條 本會ハ其ノ年度ノ豫算ニ應ジ總會ニ諮リ必要ナル金額ヲ決定スルモノトス

第二十五條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十六條 本會ノ豫算ハ理事會ノ承認ヲ經テ、決算ハ總會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

第六章 會 議

第二十七條 會計年度ノ終リニ於テ剩餘金アルトキハ之レヲ基本金ニ繰入レ又ハ翌年度ニ繰越スコトヲ得

第二十八條 本會ノ會議ハ左ノ五種トス

第一 臨時總會

第二 定時總會

第三 評議員會

第四 理事會

第五 監査委員會

第二十九條 定時總會ハ每四月中一回會長之レヲ召集シ決算ノ承認ヲ求メ會務ノ報告ヲナシ重要ナル事項ヲ決議ス

第三十條 臨時總會ハ會長ニ於テ必要ト認メタル場合若クハ會員半數以上ノ請求アリタルトキ之レヲ召集ス

第三十一條 評議員會ハ會長及理事ヲ以テ組織シ會長ニ於テ必要ト認メタル場合若クハ理事半數以上ノ請求アリタルトキ之ヲ召集ス

第三十二條 監査委員會ハ會長ヲ召集シ必要アリト認メタル場合ハ其ノ出席ヲ求ムルコトアルベシ

第三十三條 理事會ハ理事會ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得其場合ハ理事會同様決議權ヲ有スルモノトス

第三十四條 評議員ハ會長必要アリト認メタルトキ之レヲ召集ス委員會ハ委員相互ノ申合セニ依リ之レヲ開クモノトス

第三十五條 總會ヲ召集スルニハ會議ノ目的タル事項ヲ指示シ少クモ開會五日前ニ通知ヲナスベシ

第三十六條 總會ニ出席シ得ザル會員ハ本會會員ニ限リ決議權ヲ委任スルコトヲ得

附 則

第三十七條 本會ノ變更ハ總會ノ決議ヲ要スルモノトス

第三十八條 本會ノ事務施行ノ爲メ必要ナル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第三十九條 本會ニ規定ナキ事項ハ理事會ニ於テ適宜處理スルモノトス

第四十條 本則ハ昭和十一年四月二十三日總會ノ決議ヲ經タルヲ以テ即時實施スルモノナリ



—◁ 言 頭 卷 ▷—

聖壽萬歳と皇軍將兵の武運長久を祈る

謹みて惟みるに、聖上陛下には、這般の第七十二臨時議會の開院式に當り、誠に優渥なる勅語を賜り、東亞安定の宏謀を明かにし給ひ、支那事變に對する帝國の嚮ふところを示し給ふ、殊に我が臣民が今日の時局に際し忠誠和協、皇運を贊襄せんことを望ませ給ふ、聖旨深遠まことに恐懼感激の至りに堪へない次第である。

われ／＼臣民は、勅語の御趣旨を奉體して、戰場に立つも立たぬも皆その職分に恪循して、『忠誠公ニ奉ジ和協心ヲ一ニシ』て層一層奮勵努力して宸襟を安んじ奉るべきである。

今や我陸海軍は北に南に連戦連捷克く忠勇を致し國威を宣揚しつゝある。吾等はこの聖戰に活躍しつゝある皇軍將兵に滿腔の感謝の意を表し職員一同毎日の朝禮に於て、國歌を奉唱し、黙禱を捧げ、聖壽の萬歳と將兵諸士の武運長久を祈願しつゝある。

更に今次事變に、親を子を或は夫を兄弟を征途に送り、雄々しく家庭を守らるゝ是等將兵諸士の御家族に對し、深厚なる敬意を捧ぐると同時に、われ／＼は銃後の國民として飽くまで舉國一致、堅忍持久以て盡忠報國の誠を致さむことを念願とするものである。

(鳴 濤)。

# 炭礦勞働力補充對策に關する 本會並に筑豊鑛業會の陳情

本會に於いては曩に鑛夫就業時間制限、保護鑛夫入坑並に深夜業禁止に關し主務省始め關係各官廳に對し種々陳情する所があつたが、諸般の事情よりその極めて小部分が認容されたのみで、勞働力不足は事變の發展と共に却つて深刻さを増すに到つてゐる。加之目下實施中の軍需勞務要員充足策はこの困難に一段の拍車をかくる實情にあり、かくては石炭鑛業に於ける増産計畫は一個の机上案と化したのみか寧ろ減産に轉ぜんかの傾向さへあり。國策的見地よりするも憂ふべきものあるに就き、本月八日更に次の如き陳情書を畑山福岡縣知事に提出、善處方を懇願した。尙筑豊石炭鑛業會に於いても同様主旨の下に本月五日附を以つて陳情書を提出したが、本文左記の通りである。

—(2)—

## 石炭鑛業互助會 互助會石炭株式會社 陳情書

政府ハ曩ニ時局ノ重大性ニ鑑ミ國策トシテ燃料五ヶ年増産ノ計畫ヲ樹立セラレ其ノ遂行ノ衝ニ常ルベキ我ガ炭鑛業者ニ於テモ着々是レガ準備工作中ニ有之候處偶々支那事變ノ勃發ニ依リ勞務者ヨリ多數ノ應召者ヲ出シ候爲操業上多大ノ支障ヲ生ジ是レガ補充ニハ極度ノ困難ニ陥リ候結果窮餘ノ策トシテ去月一日主務省ヲ始メ關係各官廳ニ對シテ勞働力ノ補充對策ニ付別紙(前號掲載)ノ如キ陳情懇請仕リ候事ハ當事閣下ニ具申御賢慮ヲ煩シタル通りニ御座候  
爾來當局ニ於テモ業界ノ窮狀ヲ御認識被下殊ニ國內餘剩勞働力ノ斡旋ニ關シテハ社會局ニ於テ差當リ東京地方ニ於ケル半

島人壹千餘名ノ斡旋方ヲ御内示被下候ハ誠ニ旱天ニ雲霓ヲ仰グノ喜ビニテ是レガ手續中ニ候モ其後ノ情勢ニテハ同時ニ壹千餘名ノ斡旋ハ困難ノ事情有之趣キ斯クテハ焦眉ノ急ヲ凌ギ難キモノト憂慮致シ居リ候

然モ其後〇〇師團管下ノ大動員ニ因リ應召者ハ前ニ倍シ(十月一日現在〇、〇〇〇名)石炭需要期ヲ目前ニシテ只減産ノ一途ヲ辿ルノ外無之七、八、九三ヶ月間ノ前年同期對比ハ別表ノ如キ實情ニシテ只管寒心ニ不堪候更ニ加フルニ今回事變關係特ニ政府ノ軍需勞務要員充足方策ノ實施ニ伴ヒ平時ニ於テスラ困難ナル炭坑勞働者ノ募集ハ全ク杜絶ノ狀態ニアルノミナラズ現ニ稼働中ノ勞働者間ニ於テ要員募集ホスタ等ニ刺戟セラレテ動搖セムトスルガ如キ傾向アル次第ニ御座候抑々産業ノ基礎的地位ニ立テル石炭ノ増産ハ焦眉ノ問題ニシテ是レガ出炭能率ノ著シキ低下ハ直接軍需工業ノ進展ヲ阻害シ其ノ影響スル處前途眞ニ憂フベク斯業者ハ協力一致シテ補充對策ヲ政府當局ニ陳情懇請中ニ御座候得共此ノ際特ニ目前ノ窮狀ニ御認識ヲ賜リ石炭鑛業ニ對シテモ軍需勞務要員充足方策中軍需工業ト同一ノ御取扱被下様重ネテ御配慮相煩度此段奉懇願候

敬具

追 伸

從來炭坑勞働者募集ノ方法ハ各坑必ズシモ同一ナラザルモ大別シテ(一)既ニ稼働中ノ勞務者ヨリ其ノ緣故ヲ利用スルモノ、(二)失業者ノ誘致又ハ自ラ志望スルモノヲ採用スルモノ、(三)九州各縣並ニ中國、四國等ニ募集員ヲ派遣シテ募集スルモノ、三方法ヲ用ヒ居リ候處(一)(二)ノ方法ハ既ニ事變應召ニ依リテ杜絶シ(三)ノ募集ハ今回實施セラレタル軍需工業勞務要員充足方策ニ依リ全ク封鎖セラレタルノ狀態ニ陥リ候條中添候

七……………九三ヶ月實績高

		昭和十二年度	昭和十二年度	對 比
七 月	三三二、三三六	三四三、三七一	(一) 一一、〇三五	
八 月	二七〇、七七〇	三三四、四二八	(一) 五三、六五八	
九 月	二八七、二五五	三二四、七七七	(一) 三七、五二二	

### 筑豊石炭鑛業會陳情書

政府ハ曩ニ重要産業ノ生産力擴充ヲ圖ル爲メ石炭ノ圓滑ナル供給確保ノ必要ヲ認メラレ之ガ全國的生産統制團體タル石炭鑛業聯合會ニ對シ昭和十二年度以降五箇年間ニ亘ル石炭増産ニ關スル諮問ヲ發セラレ業者協力一致其ノ調査研究ヲ遂ゲ既ニ同聯合會ヨリ答申ヲ了シ候之ニ依レバ該増産計畫ノ實現ニハ物的施設輸送設備ノ改善擴充ハ素ヨリ人的施設等ニ勞働者ノ著シキ増員ヲ必要ト致居候

本會所屬會員炭鑛ニ於テモ亦右ノ計畫ニ順應シ別表記載ノ年次豫定數量ノ產出ヲ計企シ別表掲記ノ年次豫定人員増加ヲ必要トシ之ニ向ツテ攷々運籌致シ來リ候

然ルニ今次支那事變ノ勃發ニ際會シ軍需並ニ一般産業ノ石炭消費ハ著シク増加シ前記計畫ニ因ル増産ハ固ヨリ更ニ製鐵用炭並ニ軍用炭ノ大量需要ヲ見彌々増産ノ必要ニ迫ラレ居候而モ時局ノ緊迫ニ伴ヒ應召勞働者ノ數日ニ遞増シ之ガ爲メ直

接出炭能率ノ減退著シク加フルニ應召者ノ撤送等ニ因ル間接的能率ノ低下モアリ石炭ノ生産愈々低減シ此際勞働力ノ急速擴充策ヲ講ズルニ非ザレバ由々敷事態ヲ惹起スルノ惧有之前途洵ニ寒心ニ堪ヘザルモノ有之候

而シテ炭鑛勞働者ノ募集ハ平時ニ於テスラ容易ナラザルニ這般來時局關係特ニ都鄙ヲ通ズル應召者ノ増加ト最近ノ軍需勞務要員充足方策ノ實施トニ因リ昨今殆ンド至難ノ極ニ達シ居ル實情ニ有之候

從テ應召勞働者ノ補充ハ現在殆ンド不可能ナル狀態ニ有之之ニ基ク將來ノ減産ハ著シキ巨額ニ上ルノミナラズ更ニ本年下期即チ十二年十月以降十三年三月迄ノ期間ニ對シ最近石炭鑛業聯合會ニ於テ改訂シタル本會割當増加數量約四十萬噸ノ如キモ勞働力補充増加ノ見込立タザル爲引受不能ノ狀態ニ立到リ居申候

而シテ目下本會關係炭鑛ノ豫定セル勞働者要員ハ應召ニ因ル減員ノ補充ト増産計畫ニ基ク増員見込トヲ合シ約一萬人ノ豫想ニ有之候

抑モ時局産業ノ基礎的地位ニ立ツ石炭ノ増産ハ焦眉ノ問題ニシテ之ガ出炭能率ノ低下ハ直チニ軍需工業ノ進展ヲ阻害シ其ノ影響ノ及ブ所前途洵ニ寒心ニ堪ヘザルモノ有之之ガ爲メ業者一致曩ニ本會並ニ石炭鑛業聯合會ヨリ勞働力ノ維持擴充對策トシテ

第一、鑛夫勞役扶助規則ノ適用緩和ヲ受クルコト

第二、内地ニ於ケル餘剩勞働力ヲ誘致スルコト

第三、半島人勞働者ヲ誘致スルコト

等ニ付夫々政府當局ニ陳情懇請中ニ有之候得共此際特ニ石炭鑛業ノ重要性並ニ勞働者補充増員ノ途杜絶セル現狀ヲ十分御認識賜リ石炭鑛業ニ付テハ軍需勞務要員充足方策中軍需工業ト同一ニ御取扱被下炭鑛勞働者ヲ容易且敏速ニ募集シ得ラレ候様特別ノ御配慮相煩度此段及陳情候也

# 炭價並に合理化問題に對する

## 最近政府筋動向に就て

昭和石炭株式會社

取締役社長

古田慶三

適正ナル炭價ト配給其他ノ合理化問題ニ關聯シ最近政府關係當局トノ折衝模様ハ左ノ如クデアル。

### (一) 炭價ノ問題

炭價問題ハ需給ノ大勢ニヨリテ定マルコトハ論ヲ俟タザル處ナルガ其基準ヲ何レニ求ムベキヤ、之ヲ生産費ニ求ムルコトハ炭礦別、地方別ニヨリ千差萬別、多種多様ナル爲メ到底準據スベキモノヲ算出スルコトハ不可能ニ近シ、依テ昭和トシテハ大體一般物價指數ノ動キニ據ルコト、シ之ニ今後必要ナル生産費増加ヲ加味スルコトヲ建前トシ居ル旨ヲ強調シ物價對策各委員及政府當局モ一應首肯セルモノナリ

然ルニ該委員中ニハ生産費ヲ離レ炭價ヲ論ズル事ハ了解出來難ク假リニ第六感ニヨルモ凡ソノ概數位ハ鑛業側ヨリ提示セラレ度シトノ要望アリシモ今日ノ經濟事情ニ鑑ミ豫想困難ナル旨ヲ述べ結局鑛主側ニテ提出困難ナラバ商工省ニ要求シ之ニ基キテ研究スルコト、ナリタリ、依テ生産費ハ商工省調ニヨルコト、ナリタルモ不充分ナル資料ニ依リ數字ヲ發表セラル、ニ於テハ果ヲ將來ニ胎スコト、ナルニ付當社側ヨリモ差支無キ程度ノ資料ヲ提供シ商工省ノ參考トナンタリ

斯クテ商工省調ノ生産費ハ極ク大體ノ概數ヲ發表セラレタルガ各委員共了解シ結局炭價並ニ販賣需給ハ昭和統制ニ信賴スルコト、ナリ猶其席上今後増産獎勵ヲ爲スニ當リテハ物價及勞銀ノ騰貴ニ伴ヒ生産費増嵩ヲ來シ自然炭價値上ノ免ルベカラザル事情ヲ縷述シ是亦適當ノ理由ニ依ル値上ハ不得止事ヲ承認セリ、此趣旨ニヨリ小委員會トシテノ答申書ノ作成ヲ見ルニ至リタル次第ナリ

### (二) 合理化問題

本問題ニ關シテハ既ニ本年七月商工省ニ提出セル聯合會答申書ニ

「石炭ノ配給ノ合理化ニ關シテハ荷役輸送設備ノ改善擴充ト共ニ當業者自治統制下ニ於テ自主的ニ研究ト努力ヲ重ネ相當實績ヲ收メ來ル處ナルガ尙今後モ引續キ自主的ニ荷役並ニ輸送方法ノ合理化、販路並ニ販賣ノ合理化、炭種ノ單純化並ニ規格統一ニ關スル研究、用途別送炭調節ノ研究等ニ對シ一層ノ努力ヲ加ヘ逐次其實現ヲ期シ度」

ト答申シ本問題ハ飽ク迄自治統制ノ下ニ其實現ヲ期待スル建前トナリ商工省モ之ヲ諒トシ至急之レガ實行方ヲ要望シ居ルモノナリ

偶々臨時物價對策委員會設置セラレ石炭ノ諸問題討議セラレ一面ニ時局ノ急發展ニ伴フ船腹不足問題ト關聯シテ合理化ノ急務ナルコトヲ朝野齊シク唱導スルニ至リ商工省（鑛山局、燃料局）及ビ遞信省（管船局）方面ハ特別ノ關心ヲ以テ本問題ニ臨ム事トナレリ

當社ハ設立以來石炭販賣ニ係ル數量及價格ノ統制ニ專念シ來リ此方面ニ於テハ相當ノ成果ヲ收メタルニ付第二段ノ方策トシテ豫テ前記ノ諸問題ニ關シ研究ヲ進メ居リ現ニ商工省ヘノ答申書ニモ之ヲ明記シ置キタル程ニテ政府ニ於テモ自治統制ニ於テ着々效果ヲ擧ゲ得ルモノナラバ之ヲ援助補育スル事コソ最モ當ヲ得タルモノトナシ暫ク其成果ヲ觀ルコト、



ナリ各種事業ニ對シ統制ノ強化ヲ計ルニ拘ラズ時局ト最モ重大關係ヲ有スル石炭ニ對シ其強力ナル國家權力ノ發動ヲ差控ヘ居タルモノナリ

然ルニ其後相當日月ヲ經過シ猶具體案ノ提出ナキ爲メ商工大臣始メ當局幹部ハ漸ク焦慮ノ色アリ、機會アル毎ニ之ガ急速實現方ヲ督促シ、動モスレバ自治統制ノ實力弱キヲ看取シ國家權力ノ發動ヲ仄カスガ如キ口吻アリタルニ付小役ハ其度毎ニ昭和トシテハ決シテ等閑ニ附シ居ルモノニ非ズ、其實現ニ盡力シツ、アルコトヲ述ベ今日ニ至リ來リタルモノナリ

### (三) 輸送問題

本問題ハ素々荷役ノ合理化問題ト密接ノ關係ヲ有スルヲ以テ豫テヨリ研究シ居リタルモノナルガ偶々日支事變ニヨル船運賃ノ急騰ト御用船徵備ニ依ル船腹不足トニヨリ漸ク朝野ノ重大問題トシテ組上ニ上セラレ來リタルモノナリ

曩ニ商工省宛答申書提出スルニ當リ假リニ人的、物的ノ施設ガ具備シ今後ノ供給數量ニ不足ヲ告グルガ如キ事無シトスルモ今次御用船ノ徵備益々加フルニ於テハ愈々船腹ノ不足ヲ來タシ需要家ニ迷惑ヲ及ボス事無キヲ保シ難キニ付政府ニ於テ充分ノ方策ヲ研究セラレ度キ旨陳情シ當局ノ注意ヲ喚起シタル爲メ當時管船局長ヨリ、政府トシテハ出來ル丈ケ手近キ方法例ヘバ變體輸入船ノ近海航行許可、古船輸入制限ノ緩和、外國航船ノ内地廻船又ハ解體船ノ年限延長等アラユル方法ヲ講ジテ緩和ヲ計ルニ至レリ

恰モ物價對策委員會ニ於テ石炭並ニ運賃ノ問題討議セラレ、ニ際シ、既ニ政府ニ於テハ先ヅ船主側統制ノ要ヲ認メ其機關トシテ船主聯盟ヲ作ラシメ荷物及運賃ノ統制ニ當ラシムル事トナリタルニ付荷主側ニ於テモ船主側ノ統制機關ト連繫ヲ密ナラシムル爲統制機關ヲ急設シテ一方ハ船腹數量ヲ、一方ハ石炭輸送數量ヲ相互協議シテ常ニ輸送計畫ヲ立テ其調

整ヲ計リ、場合ニヨリテハ政府之ヲ援助シテ時局ニ對スル難關突破ヲ期スベキ旨政府側ヨリ當社並ニ當社株主ニ對シテ勸誘ヲ見ルニ至レリ、猶政府ノ意向トシテハ萬一當社側ニ於テ此機關設置不可能ノ様ナレバ政府側ニ於テ強要スルニ至ルベク、此機關不成立ノ場合ハ船腹ノ優先獲得權ハ先ヅ第一ニ他ノ團體ニ與ヘル事トナルヤモ計リ難ク此點充分考慮シテ昭和ノ盡力ヲ願フ旨特ニ申入レアリ

昭和及昭和ノ株主トシテハ充分内部的ノ打合セヲ爲シタル上重ネテ本問題ヲ具申スル事トナレリ

猶此問題ニ關聯シテ船主聯盟ノ機構及組織ニ就テ村田省藏氏(船主聯盟理事長)ノ意見ヲ叩キタル處

- 一、聯盟成立後ト雖モ從來各社個々ノ運賃契約ハ尊重スル
- 一、全部ノ船會社ヲ聯盟ニ網羅シアウトサイドトシテ殘スコトナシ隨テオツプアーハ總テ聯盟ノ指圖ニヨルモノナリ
- 一、聯盟成立後ノ契約ハ聯盟ニテヤルカ、各社個々ノ契約ニ委スルカハ目下ノ處決定セメガ、聯盟ノコントロールニ服スルコトナリ

ト大體ノ意向回答アリ

要スルニ船主聯盟ノ統制方法ハ石炭販賣ニ對スル當社ノ統制ト略々同様ト見テ差支ナカルベキモノト思惟セラレ

以上炭價ト合理化問題ニ關聯シ政府筋動向縷述セル次第ナルガ、適正ナル炭價ノ統制ト併行シ其必要ヲ認メ當社創立當初ヨリ年來提唱シ來レル合理化問題ニ對スル最近ノ政府當局ハ眞劍ニ其具體化ヲ要望シ謂ハ、一觸即發今ニモ乘リ出サントスル形勢ニアリ、旁々一般社會情勢ノ推移ニ徴シ愈々以テ合理化實行ノ緊要ニシテ急務ナルヲ痛感セラレ、ニ至リタル次第ナリ

## 石炭合理化ニ關スル件

石炭合理化問題ハ當社トシテモ夙ニ其必要ヲ認メ、之ガ研究ニ努力ヲ重ネ、既ニ地許現務員會ニ於テ具體問題ヲ協議ノ上實行ニ移シ汽船境界積改善、戸畑ホイスト打合ニヨル滯船ノ短縮其他小樽ニ於ケル第二貯炭場共同施設等一部のニ效果ヲ收メ居リ、本年七月商工省諮問ニ對シテモ、當時當社協議員會ニ於テ協議ノ上石炭鑛業聯合會ニ進言シ同會ヨリ左ノ通り

石炭配給ノ合理化ニ關シテハ荷役輸送設備ノ改善擴充ト共ニ當業者自治統制下ニ於テ自主的ニ研究ト努力ヲ重ネ、相當實績ヲ收メ來ルル處ナルガ尙今後モ引續キ自主的ニ荷役並ニ輸送ノ合理化、販路並ニ販賣ノ合理化、炭種ノ單純化並ニ規格統一ニ關スル研究、用途別送炭調節ノ研究等ニ對シ一層ノ努力ヲ加ヘ逐次其ノ實現ヲ期シ度ク御賢察ヲ賜ハリ度シ

トノ答申ヲ了シタル次第ニシテ、商工省當局ニ於テモ本問題ノ自主的實行ヲ期待セル處ナルガ、最近ニ於テハ時局ト相俟チ、之ガ要望愈々切ナルモノアリ旁々一般社會情勢ノ推移ニ鑑ミ、之等合理化ノ實行ノ急務ナルヲ痛感セラル、ヲ以テ此際前陳商工省答申書ニモ明示セルガ如キ左記各項目ニ對シ充分ナル研究ヲ遂ゲ、其可能ナルモノニ付キ逐次之レガ實行ヲ期スルコト

### 記

一、炭種ノ單純化並ニ規格統一

二、用途別送炭調節

三、荷役ノ合理化

附 荷役設備、貯炭場ノ利用

〔説明〕 積地並ニ揚地ニ於ケル舊來ノ荷役方法ナ合理的ニ改善又ハ各社共同荷役等ニヨリ炭種ノ共通ト荷役力能率ノ増進ヲ圖ルコト

### 四、輸送ノ合理化

〔説明〕 汽船小口境界積ノ減少、數港揚一港揚ニ集中等合理的配船ヲ始メ各社共同配船計畫ノ下ニ輸送ノ圓滑ト運賃諸掛ノ輕減

ヲ圖ルコト

### 五、販賣分野ノ合理化

〔説明〕 所謂、近距離賣炭ニシテ各石炭ノ產地別ニ近キ市場ニ賣炭ヲ爲スニアリ、例ヘバ北海道炭ハ京濱市場へ、九州炭ハ阪神市場ニ集中スルガ如ク地理的ニ分野ヲ定メ配給ヲ合理化シ運賃ノ節約並ニ能率増進ヲ圖ルコト

以上要スルニ吾々業者トシテハ、正ニ此秋ニ當リ其中央ニ在ルモノト地方ニ在ルモノトヲ問ハズ、將又直接販賣ニ拂ハルモノト山ノ經營ニ任ズルモノトヲ論ゼズ本問題ニ對スル事態ノ急ヲ充分認識シ一致協力シ之ガ具體的實行ニ一路邁進セン事ヲ切望シテ已マザルモノナリ。

(終り)

## 準戦時体制と石炭の使命

赤 司 有 三

石炭は近代社会の太陽であり近代文化の大動脈である。動力機関の発明と石炭の活用とから産業革命は樹立し近代文化が誕生した。

人類文明の素晴らしき飛躍であり輝ける發足である。微々たる手工業の封建中世紀を逸脱して人類が産業世界に堂々自由の天地を開拓し無限の睿智と創造力とを驅使するに至つたのである。

大規模の生産手段は社会を激變せしめた。人類の生活形態思想感情は豁然複雑豊富多岐多端に立體化した。石炭は斯く機械を人間を又社会を踊らせたのである。

近く我々個人の身邊について見るも近代人は一日として石炭から離れる事は出来ない。石炭は人間生活の凡ゆる領域に亘つて我々に深く喰入つて居るのである。醫藥、香料、肥料、防腐防虫、化學藥品、保温瓦斯燃料、道路舗装、交通動力等石炭は千變万化の姿態を以て我々の生活面を豊かに有利に内助し且つ擁護している。

人類と石炭！ 其處に我々は宿命的なものを感じさせられる。  
人類は最後の一塊に至るまで是を掘り盡すであらう。

石炭産業は本邦産業の核心であり又動力源として國家産業の根幹を形成し國運の消長に重大なる役割を有するものである。近世の強力國家は一縷に其の基礎を石炭と鐵との上に置き之に統一鞏固なる國民精神を加へて成つたものである。政治、經濟上列強を誇る英、米、獨等は何れも石炭國として優位に在るが殊に獨逸の如き世界大戰の實質的勝利者の感ある

は唯一の資源たる石炭を無限に活用し得たからである。

世界大戰後時の英國首相「ロイド、ジョージ」が炭坑夫同盟罷業代表者と會見の際なしたる演説の一句に

『石炭は吾人の生命である。石炭は又平時及戦時に於て工業界の帝王である。石炭は吾人に對して最も恐るべき敵となり又最も信頼すべき友となる。諸君知らずや今次の戦争に於て我が忠勇なる同胞は此の石炭の爲めに斃れし者幾許なるぞ我が英國兵士多數の死傷者は是れ皆敵國獨逸ウエストフアリアの坑夫に依りて採掘されたる石炭がブレイセン職工の手に渡りて獨逸魂となつて我々に與へたる損害なるを』

と熱論したのは有名である。資源に乏しき我が日本も比較的石炭には恵まれて居るが故、日清、日露の二大戦役を撃破し又平時の文化を創造し、躍進し遂に世界列強の一たるを誇るに至つたところに石炭も亦有力なる因をなして居る。

斯くの如く石炭は戦時に於て貴重なるのみならず平時の文化經濟に最も貴重なる貢獻をなすものである。茲に鑑みて我が政府は昭和九年石炭をして重要産業統制法を發動適用するに至つたが從來無統制不安定の儘に發達し來つた炭業界は遂に國法の庇護監督の下に統制せられたのである。

今や世界情勢は逼迫し國際政局の危機は愈々高まり産業經濟界は準戦時的體制に入りたるの秋炭界の動向使命は愈々急調緊急と言はなければならぬ。

産業の動力源を支持する我々炭礦業家は自己の重大なる職務に鑑み資財の厚薄大小たるを問はず高く國家的大局に立ち協力一致内憂に處し外患に時すべきである。

# 田川地方炭礦視察旅行記

商務委員 岩野環

右炭消費事情の動きを察知し、生産事情の推移を認識する事に依り、引合炭審議の適正は期せらるゝものにして委員會はこの見地からして各坑を視察する事に決定し既に遠賀、北松炭坑の視察調査を終りました。今回は田川郡地方の炭礦視察を執行致した次第であります。幸の機會、筆者も參加致しまして田川郡地方の當會社系炭礦を見學致しました。

會社側より左の三名參加

鍋島、安西、須藤

## ◎視察炭礦

平床、眞岡、手島、辻本、古館、糸飛、豐州、位登、田中新庄、新平和、新田川、木原川崎、上添田。

前回の北松地方視察の時は中々の暑さでしたが今回は又素晴らしい秋晴日和でした。

一行は九月十四日午前七時三十分直方驛前より自動車四台に分乗、筆者を直方驛前に置き忘れて出發致しました。

◎參加人員は十五名で左記の諸氏で御座いました。  
畑江(金丸) 川上(野上) 田中(新庄) 村田(太田) 安武(新木屋瀬) 松野(末吉) 天羽(若石) 阿部(共同) 佐藤(新田川) 美川(日化) 福田(日化) 進野(九曹) 久恒(久恒) 住田(木原川崎) 岩野(菅原)

筆者は集合時間に十分間の遅刻を貰つて居りましたがその十分間も待てず一行の重責たる筆者を置き忘れる等筆者は本旅行の盲旅行に終らざらん事を慮り直方發の汽車にて一行の後を追て出發致しました。

石炭に明け石炭に暮れる筑豊に居て田川地方を見ざることに既に久し動く列車の車窓より鐵道沿線に散見する炭礦の著しき増加に一驚しつゝ、嘉麻川の鐵橋を渡り中泉に到着す

往時清麗なりし嘉麻川の水流も今は炭礦より放流する微粉水の爲め眞黒く濁りて昔の清麗さ全く亡はれ、此の大河に混する微粉量も相當なるものあらんと思ひました。

居る頃か？それとも平床炭礦を先に視察して居れば筆者の方が先に着くことになる。

歐洲大戰當時彼の獨逸は水分三〇パーセント以上の褐炭を採掘し之を消費せる由、筑豊に於ても總ては次の時代に此の濁流を處理せらるゝことになるか。

伊田驛に着き電話を眞岡炭礦にしたが一行は未だ全礦に到着せざる由。

汽車は新設驛赤池に着きました。

暫時驛前に憩ふ。

伊田、後藤寺に掛け三井田川炭礦の實に驚く可き大規模の設備は何等の悩みもなく働いて居る

英彦山川は此の邊りより深さを増すとのことです。藩政時代、小倉藩に於ては此の地に赤池焚石會所なるものを設置せる由なるも宜なるかなと思ひました。

一行の自動車を待てど來たらず。筆者は太田糸飛炭礦に一行を待つべくバスの便を利し伊田を出發す。

赤池驛の右山頂には明治鑛業赤池炭礦ありて高き煙突よりは石炭の供給を受けて喜ぶが如く黒煙濛々として天に沖し、諸機械の軋る音高く如何にも忙しさうに聞えて居ました。

英彦山川の鐵橋を渡つて金田驛に着く。

然し一行の自動車の影もなく此處に下車する事を斷念し一氣に伊田迄乗る事とし發車を待つ。

糸田山の端は手近かに見え、一行は今頃眞岡炭礦を見て

一行合議の上問題釋然爆笑起る。

一行は炭礦の御厚意に依り中食を齎りながら炭礦の概況を承り種々質問應答を盡し中食後、礦長様の案内によつて坑外施設及時炭場を一巡す。

石炭は實に優良なる物で未攪粉にしてコロリ六、〇〇を出で塊炭又美事なり形体、色澤ともに良く其の商品價値たるや一〇〇パーセント三井田川に匹敵する田川地方代表炭と見らる。一行は此の認識を得て非常に満足せり。運搬又地の利を得、幸に坑長様の御努力により相當の成績を上げられ居る由。

御多忙の處格別の御配慮に預り且つ又鄭寧に御説明を頂き一同恐縮致し午後一時炭礦を辭去し豊州炭礦へと急ぐ。車窓近く金山川を距て名山香春岳を一望の内に、その觀望實に雄大にして遠く鷹取、福智の連山霞み、平原北西に延ぶ。

自動車は元來た道を伊田、後藤寺に、豊州炭坑へと疾走午後一時三十分豊州炭坑に著す。

事務所に於て炭坑現況の説明を得て後、一同大串氏の案内にて撰炭場及貯炭場を巡視す。

氏の説明によれば石炭層は大焼層の下部を採炭し居るので商品化には最善の方法を盡し居られる山。

その精品を通して見る時、相當の犠牲を拂ひ、商品化せ

られつゝあるを伺ふ事が出来た。幸に従業員の協力を待ち將來の増産に對しても準備成れる山。

事業は生活なりと云ふモットーのもと従業員に健康に特に留意せられあるか誰も彼も血色甚だ良く喜々として持場に働いて居る様は實に愉快であつた。

従業員の健康は事業の健康を表す

名もなき枝川の水は美しく荒地野菊の花咲き亂れ見るからに健康地なり。

事務所下廣場で大串氏に御別れ申し田中新庄炭坑へと急ぐ。

農家の垣に無花果が甘そうに成熟し、野面に秋風渡りて爽涼を感じる。田中新庄炭坑に着す。

事務所下田中老坑主に敬意を表し若坑主より炭坑概況を伺ひ、撰炭場及貯炭場を巡視す。現場に就て種々御説明を得、大變參考になり炭坑經營の並々な御苦心の程を伺ひ「炭坑とは事業に生きる人のみが成す事業なり」の感を深くし商務委員の責務の如何に大なるかを納得させて頂き田中氏の東道で新平和炭坑に着す。

新平和炭坑は豊州、田中新庄炭坑と共に大焼層を採掘して居る由、目下水洗設備の完備中にて坑所多少の貯炭があり

ましたが、セツセと是れの處理を急がれて居られた。

事務所にて角鋼坑長の炭坑概況の説明を得て午後二時三十分、長尾位登炭坑に向け出發す。

山容迫る西寄りの邊に事務所を新築しあり。見るからに新興の氣に燃え、礦業所の諸機關は活潑に働いて居りました。

一行は炭坑概況の御説明を受ける前、先づ貯炭場、撰炭場に至り「マイスタンプ」の商品化の過程を見學、商品を見、然して後事務所に坑長様を尋ね概況を伺ひました。

豊州、田中新庄、新平和、位登各炭坑を見て田川地方の大焼層群下部の炭質を大体認識する事が出来た。

木原川崎炭坑を見れば此の種石炭の引合審議適正を期する事が出来る筈になる。

午後三時秋陽西に寄れるを見、御辭儀も忘れ、自動車を急がせ新田川炭坑に向ふ。

一本の運炭路に各炭坑の運搬が圓滑に成されある由を承

り隣坑の協調とその平和な様は他に見られざる作業の集約化で誠に羨しき限りである。

人の本質的の餘波が事業の上に露出せるものと思はれた午後三時三十分新田川炭坑に着す。事務所にて佐藤氏を問ひ、炭坑の概況を伺ふ。

本夏の坑内出水復舊作業に忙殺せられ爲に出炭意の如くならず。然し新坑の坑内作業の進捗と、もに近く倍舊の出炭を見るに至るとの事、一同その御努力に感奮す。

坑所の美化運動の徹底せるか、各所とも整然と整理せられ誠に感じよし。此の整然さは本炭坑の一貫せる方針にて「能率は整頓より」全従業員は此の方針のもとに指導せられ石炭の商品化は又至れり盡せりにて各炭種別に貯炭せられ一同は良く本炭種を識別する機會を得た。佐藤氏の案内により順序を追って限なく坑所を巡視致しました。太田糸飛の石炭の優良性に目を見張りたる一行口今又新田川炭坑の優良性に魅せられ雨雲の迫り來るも忘れ佐藤氏の説明の懇切に聞入る。

撰炭場には撰炭婦(村の乙女)達が秋風に亂れる稚毛を

氣にしながら致々として働いて居る様は誠に心強い情景である。

佐藤氏は一行を木原川崎に見送るとして自動車に同車、午後四時三十分木原川崎炭坑に着す。

住田氏の紹介にて木原礦業部長に御逢ひし坑長様の概況説明を得、住田氏の案内にて現場を巡視す。

目下起業時代にて大なる計畫のもとに諸作業は進行中なれば是が完成の暁は一大炭坑となる由。

堂々たる諸設備は雄辯に是を物語る。

撰炭場、貯炭場を一巡し、黄昏近くなりたれば某炭坑の視察を中止し縣道迄御見送りを受け一同上添田へと急いだ。英彦山川の右岸を疾走、添田を経て上添田に着た時午後五時二十分。

三崎礦業所上添田炭坑事務所にて視察の目的を御話申上げ九曹進野氏の案内にて坑所を巡視す。

大變不便の處に諸機械の完備は相當御苦心のありし事と思ふ。此の邊境に地球を掘る者の態度の實に敬虔そのものにて動力線を添田より引込まれたるを聞き如何に經營者の

犠牲的精神の旺盛なるかを伺ひ知ることが出来る。

是れ産業報國の表現に非ずして何ぞや

此の熱、此の意氣ありてこそ炭坑の經營は出來得るものと深く教えられる物があつた。

未だ起業時代にて折角努力中なる由、他日の隆盛を祈りつゝ御別れ申上げた。

午後六時秋陽西山に入り薄暮迫る。道柴を踏みじり急坂を降り縣道に出で自動車に分乘英彦山へと急いだ。山の掘削に咲亂れる野菊の花の色美はしく、我等一日の行を慰めるが如く山道は曲り曲りて川邊に出る。此處で日化の美川氏は社用急なりとて一行と別れ歸途につかる。

車に揺られながらも淡い疲勞を覺えたが田川地方各炭坑の認識を深め得たる事を感謝すると共に引合炭審議の適正に確信付けられた様な氣がします。今日見た炭坑の現場事情を通して見る時、炭坑は果して儲るか？

統制會社の活動及商務委員一同の責務又大なるものあるを思ふ。

車は英彦山口に着く。橋を渡れば山峽迫りて清麗なる水

の流れは岩に碎け、落日の陽脚山の端に照りはへ、暮色愈迫る。車は坂道にかゝり、黄塵を立て曲り曲る。峠は近かつらん。人家の谷谷に見えて。峠は山の動脈にして山の文

化は峠より来る。

溪流の衍する山高くなり、谷深くなれるか、金の鳥居に着し旅舎彦山閣に入る。

餘程疲れたか一行は旅舎の女中のサービスにも答へず我先にと寛げり。

入浴後夕食を濟せ、一同今日の旅行の有意義でありし事を語り靈山英彦の旅舎に明日の天氣を氣にしながら夢路に入る。午後十時。

九月十五日

夢覺めて北窓に寄れば高山の朝は清々しく外輪の山々は霧に包まれ峽流の瀬音靜かに聞へる。

一人、二人、三人起き纏て皆も起き揃ひ午前八時朝食を濟ます。

仕度を整へ英彦山神社へ皇軍の武運長久祈願祭を行ふべく高き石段を本宮に登り社頭にて紀念寫眞を撮り奉幣殿に

參進、一同着席、朗々と社司の祝詞ありて神前の儀を終り一同神酒を頂き祈願の式を終る。

一隊は上宮に登り、一隊は豊前峰坊に參拜、午後四時彦山閣に降り夕食を取り秋雨降り來たる中を歸途に就く。午後六時英彦山口に出て七時十分添田發汽車にて一路若松へ筆者は直方に下車し一同に別れる。(終り)

## 野上副會長

### 歸朝の途に就く

本年六月末より歐米視察旅行中であつた本會副會長野上辰之助氏は行程悉なく視察を終り歸朝の途に就いた旨入電があつた。即ち七日サンフランシスコ發大洋丸に乗船十三日ホノル、着同日夕刻同所出帆廿四日横濱着の上直ちに上京約一週間滞在の後歸郷する豫定である。

# 本會記事

## 重役會並理事會

九月十五日午前十時より本社會議室に於て、重役會並に理事會開會。武内專務、久恒、中島、末吉、三崎、山本各取締役、木曾、有吉、小林、西本各理事及び松尾代議士出席。坑夫就業時間制限、保護坑夫入坑禁止並に深夜業禁止停止に關する陳情の件及び鐵道省納入炭等に關し上京委員の經過報告あり。今後の對策につき協議し正午散會した。

## 互助會理事會

十月七日午前十時より直方市柳屋に於て互助會理事會を開會。武内、林、末吉、藤井、松尾、山本、田籠、有吉、木曾、小林、木原（代理）各理事出席。左記議案を附議して正午散會した。

## 議案

- 一、時局對策ニ付上京委員ノ運動經過報告
- 二、今後時局對策ニ關スル協議事項

三、陳情書提出ニ關スル件

四、需要増加並ニ移輸入炭減ニ對スル供給増互助會制當一

〇三、六一一受諾可否ノ件

五、鮮人坑夫雇入ニ關スル件

六、互助會中代表ト見做ス五、六坑ノ生産費明細書提出ニ

關スル件

七、其他重要協議事項

## 互助會總會

十月七日午後二時より直方市鑛山俱樂部に於て互助會臨時總會を開催。出席者四十六坑にて、武内理事議長となり左記事項につき協議して午後四時散會した。

## 議案

- 一、時局對策ニ付上京委員運動經過報告
- 一、今後ノ時局對策ニ關スル決議
- 一、其他重要協議事項

## 參考

# 鑛區外侵掘に對する判決

鑛業權者の從業者が其の鑛業に従事中自己の利益の爲故意に鑛區外に侵掘して鑛物を採取したる場合に於ては鑛業權者其の責に任ぜざるべからず

昭和十二年上刑第九條

判決

田尻信次

右に對する臺灣鑛業規則違反被告事件に付昭和十二年二月十六日臺北地方法院合議部に於て言渡したる有罪判決に對し被告人は上告を爲したり因て判決すること左の如し。

【主文】 本件上告は之を棄却す

【理由】 辯護人金子仲次郎、同小山隼太上告趣意書第一點原判決は摘録の列示證據を綜合して被告人田尻信次が自己の鑛業名義に

屬する石炭鑛區に付鑛業代理人里深儀三の指揮監督の下に林金虎等をして斤先掘契約を爲さしめ同人等は該鑛區内の既存舊坑中通稱第一坑及第二坑のみに付ては林江湧等林江湧をして斤先掘を爲さしめ林江湧は更に蘇吹炎をして右第一坑の採掘を爲さしめたる處、一、從業者たる蘇吹炎に於て故意に右第一坑より前記鑛區外に侵掘し切込石炭四百七十四噸此の價格金千八百四十八圓六十錢相當を鑛業權無くして採掘し二、同じく從業者たる林江湧に於て右第一坑より前記鑛區外に侵掘し切込石炭四百二十五噸此の價格金千六百五十七圓五十錢相當を前同様採掘し三、同じく從業者たる林金虎に於て右第三坑より前記鑛區外に侵掘し切込炭二十四噸此價格金九十三圓六十錢相當を前同様採掘し因て同人等は孰れも之を他に賣却したりとの事實を認定したり然れども之を記録に徴するに被告人田尻信次は烟感にして當時事業に失敗せる里深儀三

の餘儀無き依頼に依り單に表面上礦業人名義のみを出したるに止まり事實上の經營は里深儀三に於て之を爲し同人が礦業代理人名義の下に林金虎をして該礦區の斤先掘を爲さしめたるものなる處林金虎に於て被告人田尻信次及里深儀三と關係なく更に蘇吹炎、林江湧等と夫々斤先掘契約を爲し同人等をして判示一、二、三の如く石炭採掘を爲さしめたるものなるが故に右兩人等が許可礦區外に侵出して石炭採掘を爲し且林金虎に於て約定礦區外の石炭を侵掘したるが如きは全く其の關知せざるものなるのみならず右の次第なるが爲蘇吹炎、林江湧等は被告人田尻信次の從業者に非ず全く林金虎との關係に止まるものなることは第一、第二審に於ける被告人田尻信次及里深儀三の供述に徴し明白なる所なり従つて此の點に關する林金虎の原判決摘記の供述は同人の一臆測たるに過ぎずして素より信を措くに足らず然るに原審が斯る證言を採用して蘇吹炎、林江湧が被告人の一從業者にして且被告人に於て礦區外侵掘の事情を知悉せるものと爲し判示犯罪事實を認定したるは重大なる事實の誤認ある事を疑ふに足るべき顯著なる事由あり破毀を免れざるものとす云ひ同第四點原判決は蘇吹炎及林江湧を礦業人たる被告人田尻信次の從業者なりと認め同人等の礦區外侵掘の行爲に付被告人に其の罪責ありと認定したり然れ共記録

に徴するに右兩人は被告人田尻信次の礦業代理人たる里深儀三が林金虎と本件礦區の斤先掘契約を爲したる處林金虎が礦業人たる被告人及礦業代理人たる里深儀三と何等關係なく自己の計算の下に之を林江湧に斤先掘を爲さしめ更に林江湧は同人自己の計算の下に蘇吹炎に斤先掘を爲さしめたる結果右林江湧及蘇吹炎に於て礦區外の侵掘を爲したる者なれば林江湧及蘇吹炎は礦業人たる被告人の礦業經營に關し其の從業者に非ざる事論を俟たず然かも同人等が假令礦區外の石炭を侵掘するも臺灣礦業規則第三十六條第一項第四十一條第四十二條第三十九條違反罪として其の責任を負ふべき筋合なきを以て被告人を同條違反罪に問擬したる原判決は舉律の錯誤あるものにして破毀を免れざるものと云ひ同一、原判決の擬律は法律に違背するものにして破毀せらるべきものなりと信す(一) 原判決は判示爲行に對し夫々臺灣礦業規則第三十六條第一項を適用したり然れども判示犯罪事實自體に徴し明かなるが如く被告人は自ら礦物の採掘若し採取したることを全くなし被告人が刑事責任を負担すべきものとすも并は同規則第四十一條適用の結果にして本規定は行爲者にあらざるものに對し他人の行爲よりして刑責を負担せしむべき刑事法上特種の規定なく(二) 前記第四十一條の規定の趣旨は業務主の業務に關し從業者等が本規則

違反の行爲を爲したる場合に限り從業者とは通常給料手當等の報酬を得て業務主の爲に働くものを指稱するものにして斯如き明確なる關係なくとも少くとも該從業者に於て業務主のために該業務をなす居る主觀的要件と該事業を客觀的に見て業務主のためになされ居るものと見らるべき客觀的の要件を具備したる場合に於て業務に關しては客觀的には其の行爲が業務主の業務範圍に屬し主觀的には其の行爲が業務主のためになされ居る場合を言ふものとす即ち業務が正當の範圍内なることを問はず當該業務の目的を遂行する範圍内に屬するものなることを違反行爲より生ずる効果を業務主に歸屬せしむ意思に出でたることを要するものとす此の場合に限り礦業人は其の從業者の行爲に因り刑事責任を負担するものなり然るに本件に於ては被告人は全々名義人たるに過ぎずして礦業代理人たる里深儀三の専らなる指揮監督の下に林金虎をして斤先掘契約をなさしめ林金虎は全く自己の計算及監督指揮の下に林江湧を林江湧は更に蘇吹炎をして斤先掘せしめたることを認むることを得べきを以て少くとも林金虎以降は被告人の從業者と認定すべき主觀的並に客觀的の要件を全々缺如す仍て右第四十一條を適用して被告人を處罰することはざる事案なりと言はざるべからず(三) 殊に斤先掘契約は法律の禁止するところに係り之が効

力は民法上否定せらるるものなるのみならず本件に於ては斤先掘契約を里深儀三がなしたる後林金虎は更に林江湧、林江湧は又更に斤先掘契約をなし居るものなれば林江湧、蘇吹炎、林金虎等が採掘したる石炭の所有權は國に歸屬し同人等の所有に歸せず而して右採掘せられたる石炭が被告人の手中に入りたる事全々なく金林虎が里深儀三に支拂ひたる斤先料は一應當り金三十錢金員を以て支拂はれ居る事實を認定することを得然れば被告人より該代金を追徴するは其の理由なきのみならず不法の舉に外ならず(四) 蓋し追徴は没収をなすべき場合に於て没収すべきものが存在せざる場合に於ける一方法にして没収は刑法第十九條の各號に該當する場合に於て没収を受くべきものを所持するもの(所持人と共犯關係にあるもの等)より没収すべきものとす本件に於て之を見るに被告人に於ては追徴を受くべき代金を得たる事跡なきは勿論没収せらるべきものを所持したることをなし(五) 本規則第四十二條に於ては第四十一條の場合には禁錮又は拘留の刑に處することを得ずと規定し得るところ本條の法意は第四十一條が他人の行爲に關する刑責を定めたる場合なるを以て特殊の取扱をなし體刑を避けしめたるところにして該法意を考ふるときは事業主は行爲者より重く罰することを得ざるものなるところ本件にあり



ては追徴を命ぜられたるは被告人一人に係り爾餘の被告人に比し最も重く處罰を受け居る事實を認め得(六) 原判決は第三十六條第一項を適用したれども右は誤なり假に四十一條に關する問題を別とするも本件事實は誤ちて礦區外に侵掘したるに止まり全く權限なきものが礦物を採取したる場合と異なるものとす、(七) 假に原判決の如く第三十六條第一項を適用するならば里深儀三、林金虎、林江湧、蘇耿炎等に對しては被告人は礦業權者なるを以て礦業權無くして採掘したるものと異なり礦業權者が侵掘したる第二項を適用すべき場合に外ならず(八) 假に原判決の如く第三十六條第一項を適用すべきとなれば被告人以外のものが第四十一條に所謂從業者其の業務に關したる場合に該當せざるものとすはざるべからず以上之を要するに原判決は法律の解釋及び適用を誤りたる不法ありと云ふに在り。

【判決理由】 案するに礦業の經營は公安公益に重大の關係あるを以て礦業權者は全責任を負担し自身又は其の礦業代理人を以つて之が管理を爲すことを必要とし他人に其の權利を授與し其の者の責任に於て之が管理經營を爲さしめ因て自己の責任を免るを得ざるが故に苟も礦業權者の權利に基き礦業の經營に従事する者は礦業權者自身又は其の礦業代理人の選任又は許容に依るべき其の選

びを疑ふに足るべき顯著なる事由あることなければ論旨は總て理由なき

同第二點原判決は從業者たる林江湧が判示二、同林金虎が判示三の被告人許可礦區外に侵掘し夫々石炭を採掘したる事實を認定し之が問擬するに臺灣礦業規則第三十六條第一項違反罪を以てしたり然れども同項の犯罪は礦業權を有せずして礦物を採掘したる場合換言すれば礦區外の礦物たることを知り故意に礦區外に侵掘して石炭を採取したる場合に律すべき罰條にして若過失に依り礦區外に侵掘したるものならんか同法第二項罪を構成すべく第一項違反罪に問擬すべきものに非ず従つて同法第一に問擬せんに須らく礦業權を有せずして礦物を採掘するの意思換言すれば礦區外なることを知りて之を侵掘したる犯意あることを認定せざるべからず然るに原判決は右二、三の犯罪事實を認定するに當り故意又は過失の有無即ち其の犯意の存否に關し何等判示することなく漫然同規則第三十六條第一項違反罪に問擬したるは理由不備の違法あるか又は擬律錯誤の不法あるものにして爲に原判決は破毀を免れざるものとす云ふに在れども原審は判示一の事實に付「故意に云々礦業權なくして採掘し」と判示も同二及三の事實に付何れも「云々前同様採掘し」と判示も同二及三の所爲も亦一のそれと同

任又は許容せられたる者より更に選任又は許容せられたるに依ることを問はず又礦業權者の計算に於て之に従事する自己の計算に於て従事することを論ぜず總て臺灣礦業規則第四十一條に所謂礦業人の從業者に該當するものにして其の礦業に關する行為に付ては礦業權者之が責に任すべきものと爲すを相當とす又礦業權者の從業者が其の礦業に従事中自己の利益の爲故意に礦區外に侵掘して礦物を採取したる場合に於ても礦業權者其の責に任すべきものとす本件に付之を擔ふるに被告人は基隆郡瑞芳庄所在礦第二三八七號石炭礦區の礦業人にして里深儀三は其の礦業代理人なること大正十一年十月頃以降林金虎をして之が採掘事業に従事せしめ而して同人等は該礦區の内通稱第一坑及第二坑を林江湧に採掘せしめ林江湧は更に右第一坑を蘇耿炎をして採掘せしめたる事實は原審の確定するところなれば林金虎は固より林江湧及蘇耿炎も亦被告人の從業者なること叙上の説示に照し明白にして原判示同人等の犯則行為に付ては礦業人たる被告人に於て臺灣礦業規則第三十六條第一項第三項第四十一條第四十二條等に依り全責任を負担すべく沒收又は追徴の處分と雖も亦之を免るを得ざるものとす而して所謂原判決舉示の證據を綜合すれば原判示事實は優に之を認め得べく記録を精査するに原判決には重大なる事實の誤認あること

樣故意に出でたるものなることを認定せるものなることを判文上看取するに難からざるを以て原判決には所論の如き違法あることなく論旨理由なき

同第三點原判決は一、從業者蘇耿炎が第一坑より礦區外に侵掘し切込石炭四百七十四噸此の價格金千八百四十八圓六十錢相當二、從業者林江湧が第二坑より礦區外に侵掘して切込石炭四百二十五噸此の價格金千六百五十七圓五十錢相當三、從業者林金虎が第三坑より礦區外に侵掘し切込石炭二十四噸此の價格金九十三圓六十錢のものを各採掘したる事實を認定し之に照應する代金相當額金三千五百九十九圓七十錢を追徴したり仍て此の事實認定に關する原判決舉示の證據を閱するに右三則ち第三坑坑口に於ける石炭の代價が一噸に付 三圓九十錢替なることを示すに止まり判示事實一、二即ち第一坑第二坑坑口に於ける石炭代價は原判決説示の證據に依りては毫も之を認め難し而して又原判決は右採掘に係る石炭が悉く切込石炭なることを認定したれども原判決舉示の證據に依りては塊炭は採掘石炭の約二割なりと云ふに在りて塊炭は粉炭に對する名稱即ち切込炭を指稱し粉炭は之を切込炭と稱せず即ち塊炭に非ざることを斯界に於て顯著なること吾人の實験則に照し明白なる事實なるのみならず本島石炭の炭層は悉く手掘にして

其の大部分は粉炭に属し塊炭即ち切込炭は其の約二割前後に止まること實驗則上顯著にして且原判決摘示の證人林金虎の供述に徴するも之を推認するに難からず而して切込炭即ち塊炭の代價は粉炭に比し高價なることも亦斯界の通念吾人の實驗則上疑を容れざるに拘らず原判決が採掘石炭が悉く切込炭にして其の一應に付代金三圓九十錢替に算定し之が相當金額の追徴を命じたるは實驗則に據らずして事實を認定し之を基礎として追徴金額の算定を爲したる違法あるものにして破毀を免れざるものとすこと云ひ同二原判決が追徴金を算定したる基礎は原判決上全く不明なり被告人より之か追徴金をなすべきは不法なること既に述べたることなるれども右額は之を判決自體に於て算定されたる基礎事實を判示せられざるべからず然るに原判決に於ては之が判示を全く缺如す原判決は理由不備と言はざるべからず云ひ同三原判決は追徴金算定の基礎となるべき事實たる侵掘により採掘したる切込炭の噸數及び價格を認定する證據として證人林金虎に對する第一審第一、二回訊問調査證人蘇吹炎に對する第一、二回訊問調査證人林江湧に對する第一、二回訊問調査檢察官の昭和十年五月二十一日附近見分書第一審檢證調査檢察官の友松二郎に對する第二回の訊問調査等を證據として採用したり然れども該證據は全部關係人等の想像

推量揣摩臆測に過ぎずして安全なる證據と目難く之を以て右事實認定の資料となしたるは不法にして破毀せらるべきものと云ふに在り然れども原判決擧示の證人林金虎の供述記載等に依れば所謂石炭の噸數及代價は之を認め得られざるに非ず又原判決に所謂切込炭なる語辭は所論の如く塊炭と同意義に使用したるものに非ずして蘇吹炎、林江湧及林金虎が故意に礦區外に侵掘し礦業權なくして採取せる石炭全部を指稱せるものなること判文上明白なれば原判決には所論の如き違法あることなく論旨は總て理由なし同第五點原判決は被告人田尻信次に科するに第一乃至第三の各犯罪事實に付各罰金七十圓の刑を量定したり然れども記録に徴するに被告人田尻信次は原判決證據説明及被告人並に里深儀三の第一、二審に於ける供述に依りても明白なるが如く事實上の本件炭礦の經營者なる里深儀三が業務に失敗し銀行其他に多額の債務を負擔し同人名義にては出願經營不可能なるより被告人に對し百方哀願したる爲親戚關係上其の懇請黙し難く已むを得ずして被告人名義にて出願し其の礦業許可を得たるも之れ單に表面上の名義たるに止まり實質上何等礦區經營に關係なく内實は全く里深儀三の經營に係り被告人は該營業に關し一厘の利益も得たるものに非ざること第一、二審に於ける被告人並に里深儀三の供述に依り明白

なることにして殊に本件礦區外に侵入して石炭を採掘したる事實に付ては被告人の全く闕知せず且寸毫も之を豫測したるものに非ず此の侵掘に關する利益も亦厘毫だも之を收受したるものに非ざるを以て原判示の如く従業者の行爲として責任を負荷すべきものとすも被告人は眞面目の商人殊に在郷軍人として常に挺身して軍國の爲め努力し奉公の念最も強き善良なる國民なるのみならず本件發生後總ての公職を辭し只管謹慎し居る實情なるを以て之等被告人の性格環境並に犯罪の情狀及罪後の情況に照し被告人に

對する判示金額の罰金刑は犯情に比し刑の量定甚しく不當なりと思料すべき顯著なる事由あり破毀を免れざるものとすこと云ふに在れども記録を精査し諸般の情狀を參酌考慮するに原審の量刑犯情に照し甚しく不當なりと思料すべき顯著なる事由あることなきを以て論旨は採用するを得ず以上説明するが如く上告は理由なきを以て刑事訴訟法第四百四十六條に則り主文の如く判決す

昭和十二年六月五日

高等法院 上告部

## 福岡鑛山監督局の爆發豫防・救護施設

石炭礦業は時局の發展に伴ひ愈々その重要性を増して來た。石炭の充分且圓滑な供給が、増大して行く軍需品生産の根本要件となり、その急速な増産が要請されてゐる。然るにその努力が強められる一方に、益々深刻化する勞務者不足があり、それ等が直接間接の因をなして石炭坑に於け

る災害は最近頗る増大しつゝ、める。福岡鑛山監督局では業者と協力、災害防止に萬全を期して努力しつゝあるが、こゝには本邦唯一の爆發豫防調査所（直方）を有し、妙なからざる貢獻をなしてゐる。記者は本月四日監督局瀬尾鑛業課長の案内で此處並に筑豊石炭鑛

業會の救護練習所（直方）を見學し、災害防止に關する有益なる資料を得ることが出來た。

### 石炭坑爆發豫防調査所

當所は直方市宇頓野の筑豊鑛山學校と同一敷地内にあり大正三年筑豊石炭鑛業組合（鑛業會の前身）との共立になる安全燈試驗場を移し、その名を改稱したものである。移廳後に於ける概要を當所發行の小冊子より抄記すれば次の如くである。

#### 近況及將來の計畫

移廳後着々設備の完備に努め安全燈試驗器、爆發爆焰測定器、メタン瓦斯發生用電氣爐、瓦斯タンク、坑道改造、坑道試験用臼砲の新調等を行ひたるも尙ほ設備上改善を要する点あると共に石炭坑爆發豫防法の研究は其の事項頗る多岐に渉るを以て各部門に分ちて各其の主査を設け専心該研究事項の研究に没頭せしむるに非ずむば良好なる成績を擧げ難きに先年諸經費削減以來技師一、技手三、雇二人に

減員せられたるを以て爾來定員の増加を請ひ居れども諸事節約の際にて増員を見ざりしを以て徒らに廣く淺き研究は其の効渺きを以て昭和四年初頭より全員一研究主義を採りつゝありたり。炭坑用爆發の瓦斯及炭塵に對する安全度試験即ち坑道試験は既述の如く大正六年十二月二十日より行はれ前坑道にては二千七百〇二回の實驗を行ひ本邦炭坑用爆發の改良進歩に渺からざる貢獻をなしたれども坑道の構造瓦斯の使用に堪へざりしと、瓦斯を供給し居たる會社の事業休止により瓦斯に對する試験を行ひ得ざりしため、英米等の諸國に於ける如くこの試験によりて爆發の良否を檢定し認可又は認定の爆發に非ずむば使用を禁ずる等の運びに至らざりしが、新坑道にては瓦斯の使用可能となり、從つて本邦に於ける檢定規則を定め得るに至りしがためが研究を試みむとしたるも英米の例に見るも爆發界の權威を網羅したる委員會によりて研究せられ居る事項なるを以て内務、商工兩省、大學、陸海軍研究所、坑道試験の實施に當り居れる石炭坑爆發豫防調査所、宇治火藥製造所、北海道炭礦汽船株式會社若菜邊試驗所及火工廠、日本火藥、

帝國火藥の各製造方面、各使用方面よりの會員によりて炭礦爆發研究會を組織しその指導援助によりて昭和六年一月より瓦斯に對する實驗三百六十六回を施行し本邦に於ける炭礦用爆發檢定法案を作製し昭和六年七月研究會（全會は其の後日本鑛山協會に屬し其の一部門の委員會となることとなり）にて案を確定したるを以て目下其の實施を希ひ居れり、尙安全燈、瓦斯檢定器、測風器、電氣機器に對する檢定をも併せ行ふことの必要を認め之亦其の檢定法及檢定試驗法案を作製し其の實施を希ひ居れり。而して檢定を實施するに當りては檢定料を徴すると共に其の諸經費を支給せらるゝを要する次第にして既に其の概算を編成上申しあり。

坑道試験法の研究は檢定法の實施に伴ひて之を續行すべき事勿論なるも僅かの職員を以て多岐に渉る研究を行ひ得ざるを以て一時之を中止し昭和七年度よりは他の研究に入る事とし既に後述の如き研究報告を行ひたり。

尙炭坑用爆發類の外炭坑用安全機器類の試験を希ふもの漸く多くなりたるは炭坑保安上慶賀に堪へざる所なるを以

て努めて之が依頼に應ずべく企圖し試験裝置を貸與し其の損耗は之を補修せしめ其の費用は之を自辨せしむる方法を採り居たり、但し當所の設備を使用し試験を行ひたる時は使用家側に於ては恰も當所に於て正式試験を行ひたると同様の價值あるものと考ふるのみならず、折角試験を行ふ上は其の効果を大ならしむべきを以て試験方法の指導監督を行ふは勿論其の試験結果の判定の如きも努めて之を行ひ試験が公平確實に行はれたるや、事實に反する報告の行はれざるや、に就いては深甚の注意を拂ひ其の依頼者に於て作製する報告書は豫め一應査閲を遂げ居たりき。

然れ共依頼に應じて他に試験裝置を貸與するが如きは制度上定められたるものにあらずしを以て、正式に其の依頼に應じ當所に於て試験を行ひ其の結果を報告し一方製作者の參考に資し一方使用者の選擇に便ならしむるため先づ受託試験の實施をなすこととなり昭和十一年商工省令第十一號によつて鑛山監督局受託試験規則を公布せられ、之に必要な職員として技手二名其の他を増員せられ十月中より實施に入りたり。然るに當初より豫想せる如く、試験に

於て好成绩を収めたるものにあらざれば使用することを得ずとなすにあらざれば其の依頼少く、且つ危険の虞ありて試験を要すものは全く試験を請はず、しかも危険の虞ある箇所を使用せられ居るの實狀にして、一日も早く強制検査試験制度を確立し、之に合格したるものを監督官廳の指定したる爆發の虞ある地域に於て使用せしむることの必要なるを痛感し居れり。

主なる研究項目

- (一) 變災原因調査、及其の類別統合
- (二) 爆藥、安全燈、電氣裝置の統計作製
- (三) 揮發油安全燈の研究
- (四) 電氣安全燈の研究
- (五) 通氣に關する研究
- (六) 「メタン」瓦斯に關する研究
- (七) 炭塵に關する研究
- (八) 測風器の檢定
- (九) 爆藥安全度試験(坑道試験)及爆力試験

- (十) 電氣裝置の瓦斯に對する安全度の研究
- (十一) 分析(瓦斯、石炭、爆藥)
- (十二) 爆藥の爆發に因る變災の調査及其の豫防法の研究
- (十三) 雷管、導火線及電氣發破器の研究
- (十四) 爆發豫防法の研究確立

發表せられたる主要なる研究

- 一、「デビー」及「クラニー」安全燈試験成績  
大正 六年十一月
- 二、瓦斯炭塵爆發傳播理論  
大正 九年三月
- 三、各種安全燈實驗成績  
大正 九年三月
- 四、爆發試驗坑道に於ける各種火藥實驗報告  
大正 九年三月
- 五、爆發試驗坑道に於ける各種火藥實驗報告  
第二回報告  
第三回報告  
大正十一年三月  
大正十五年三月
- 六、全  
第四回報告  
昭和二年五月
- 七、全

- 八、全  
第五回報告  
昭和四年五月
- 九、全  
第六回報告  
昭和七年三月
- 十、全  
第七回報告  
昭和十年三月
- 十一、全  
號外 昭和十年十二月
- 十二、全  
第八回報告  
昭和十一年三月
- 十三、石炭及瓦斯分析報告  
全  
大正十年三月
- 十四、安全燈腰硝子の試験報告  
全  
大正十五年三月
- 十五、石炭可溶性物質抽出研究報告  
昭和九年三月
- 十六、揮發油安全燈による「メタン」瓦斯の測定に就いて  
昭和九年三月
- 十七、電氣安全燈安全度試験  
全  
昭和九年十月
- 十八、爆炎測定機による爆藥爆炎寫眞に就いて  
昭和九年十月
- 十九、爆藥彈道振子試験第一回報告  
昭和十年三月
- 二十、落錘試験(爆藥取扱安全度の試験)  
昭和十年十月
- 二十一、瓦斯檢定用通氣環に就きて  
昭和十二年一月
- (一) 揮發油安全燈による酸素欠乏量の檢定に就きて

研究及起稿中のもの

- (一) 坑道試験の英文報告書
- (二) 理研「爆發」瓦斯檢出器に就きて
- (三) 北辰「炭坑」瓦斯計に就きて
- (四) 測風器の誤差と其の檢定に就きて
- (五) 耐爆防焰型電氣裝置に就きて
- (六) 各種精密「メタン」瓦斯檢走器に就きて
- (七) 炭塵爆發と其の豫防法に就きて
- (八) 爆藥試驗坑道に於ける各種火藥試驗成績報告  
第九回報告
- (九) リングローズ瓦斯警報燈に就いて

(十) 煙草のメタン瓦斯に對する安全度に就いて  
 (十一) 電氣安全燈の安全度に就いて

### 共同救護所

直方市御館山に設置され、石炭坑爆發物取締規則第一條による指定炭山十五坑。

三菱方城、貝島大之浦二、同三、同六、藏内大峰二、住友忠限大正中鶴一、同二、古河目尾、古河下山田、明治赤池、麻生赤坂三、三井田川三、同二、日化第一高松（特別加入）

によつて組織され各炭坑に合計三八七名の救護隊員を擁する強力組織體であり。直接には筑豊石炭鑛業會の經營なるものである鑛山監督局の指導命令の下に置かれてゐる。

こゝには川崎ローガー式酸素呼吸器五十箇を常備し、一旦坑山に於いて爆發火災等の事故あれば、時を移さず、呼吸器及びそれに附屬する一切の器具を纏め最も迅速に現場に急行し救急作業を行ふ。最近十年間に於いて二十數ヶの變災に出勤し多大の効績を擧げてゐる。

救護所に屬する救護隊員並に普通炭山よりの派遣員の練習に供する爲救護練習所が設けられてゐる。之に加入する炭山は近時日を追ふて増加し、訓練終る人員千七百名に垂々とする。

練習所に於いては、係員の指導の下に初心者を連續六日に亘り學科及實地に就いて嚴格且つ猛烈な訓練を施し、炭坑災害救護の眞に有能なる戰士を養成、各炭坑に歸屬せしめる。

救護隊員は修了後と雖も一年四回以上當所練習坑道に於いて、變災時に於ける作業に類似せる課程になる練習を受け常にその任務遂行に遺憾なきを期してゐる。

尙當所の設備を擧ぐれば次の様である。  
 練習坑道（延長六十間）、堅型汽罐一基、廢爐三ヶ所、呼吸器四十八台、回生器二台、酸素吸入器一台、酸素充填唧筒三台、瓦斯干涉計一個

### 全國卸賣物價指數

商工省調昭和四年十二月基準

總平均	石炭		石油		金銀		工業藥品	
	十一年度	十二年度	十一年度	十二年度	十一年度	十二年度	十一年度	十二年度
一〇〇	一一〇	一一〇	一〇六	一一〇	一〇九	一一〇	一一〇	一一〇
一〇一	一一〇	一一〇	一〇九	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
一一三	一一三	一一三	一一三	一一三	一一三	一一三	一一三	一一三

## 雜 錄

### 石炭鑛業勞務者充足ニ關スル

#### 懇談會

一、主催者 福岡縣職業課

一、日時及場所 十月十三日午後四時半開會  
 福岡縣廳新館會議所

一、出席者

(イ) 本縣職業課長、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、

鹿兒島各縣職業課長、福岡縣工場課長

(ロ) 鑛山監督局榎本鑛政課長

(ハ) 内務省社會局福岡駐在官

(ニ) 協調會理事

(ホ) 日鐵八幡製鐵所海軍監督官

炭坑側ヨリ

筑豊鑛業會主事、五助會主事、貝島玉井氏外鑛業會

所屬各炭坑長又ハ勞務主任

以上出席者總員 三十四名

花澤職業課長開會ノ挨拶

只今カラ炭坑勞務者充足ニ關スル懇談會ヲ開會致シマヌ本日ハ炭坑側ヨリ多數御出席ヲ願ヒマシテ皆サシノ實際ニオ困リニナツテ居ル狀況ナリ又是レガ對策ニ付キテモ承リタイト思ヒマシテ特ニ懇談會トシテ腹臆ナキ御意見ヲ拜聽シタイトデアリマス。

今日ハ内務省社會局ノ駐在官其他九州各縣職業課長會議ヲ開カレマシタノデ幸ヒ炭坑ノ實狀ヲ知リタイト云フ御希望デ御出席ヲ願ツテ居リマスカラ何卒御遠慮ナク御意見ヲ吐露シテ頂キタイトデアリマス。

福岡縣ト致シマシテハ石炭鑛業ノ極メテ重要性ニ鑑ミマシテ鑛ニ政府ノ實施ニナリマシタ軍需工業勞務要員充足方策ニ石炭鑛業モ此ノ方策ト同様ノ取扱ヒヲ政府ニ希望シ、又五助會ナリ鑛業會カラモ陳情ニナリマシタノデ内務大臣ノ外陸海、商工各大臣ニ知事ヨリ陳情ノ趣旨ヲ稟請致シマシテ極力之レガ實現ニ力ヲ致シテ居リマシテ

決シテ等閑ニ附シテ居ル様ノ事ハ毛頭御座イマセンカラ  
左様御承知ヲ願ヒマス。  
尙炭坑労働力ノ不足ト是レガ充足ニ極メテ御困難ノ實狀  
ヲ差當リ如何ニスルカト云フ事ニ付私共ノ種々考究致シ  
マシタ事項ヲ明日カラデモ實行シタイト思ヒマシテ御手  
許ニ其ノ事項ヲ配布致シテ居リマスカラ先ヅ之レヲ説明  
シマシテ皆サンノ御協力ヲ得タイノデアリマス。素ヨリ  
根本的ナ對策デハアリマセン只應急ノ處置トシテ即時實  
行シタイト思ヒマス。簡單ニ私カラ御説明申上マス。

### 炭坑労働者募集並移動防止對策案

石炭鑛業聯合會ノ昭和十二年度以降五ヶ年間ニ亘ル石炭  
増産計畫實施ニ加ヘ今次事變ニ依ル軍需並一般産業ノ石  
炭消費ハ頓ニ増加シ製鐵用炭、軍用炭ノ大量需要ハ一日  
モ其ノ供給ヲ忽ニスベカラザルモノニシテ其ノ生産力維  
持乃至擴充ニ要スル勞務ノ充足ハ眞ニ緊要ナルモノニ屬  
ス、今ヤ軍需關係工場ノ要員募集ハ焦眉ノ急務トシテ本  
縣ノミナラス全國ニ亘リ其ノ充足ニ密日ナキ狀態ニアル

モ石炭鑛業モ亦敘上ノ理由ニヨリ國防資源トシテノ重大  
ナルモノアルニ鑑ミ目下漸次不足ノ兆アル其ノ勞務充足  
對策案トシテ左記ノ通り之ヲ計畫セントス。

記

◎縣ノ執ルベキ對策

- 一、炭坑労働者ノ充足對策ニ就キ其ノ筋ニ對シ稟請スル  
コト  
(陸海軍大臣及商工大臣へ稟請スミ、尙更ニ互助會  
及鑛業會ヨリノ陳情書ヲ内務大臣ニ稟請ス)
- 一、内務省地方係官ニ對シ九州各縣ノ協力示達方依頼ノ  
コト

(十月六日附ヲ以テ左記ノ通り依頼ス)

昭和十二年十月六日

福岡縣學務部長

各縣學務部長殿

### 鑛山労働者ニ關スル件

今次事變ニ關シ當地方ニ於ケル軍需勞務要員募集ハ愈々激

(十月七日附ヲ以テ左記ノ通り示達スミ)

昭和十二年十月七日

福岡縣學務部長

各市町村長殿

### 鑛山労働者ニ關スル件

化ノ趨勢ニ有之、貴縣ニ於テモ充足方ニ關シ豫而御協力ヲ  
相煩シ居候處御承知ノ通り當地ハ廣大ナル炭鑛地帯ヲ控ヘ  
其ノ生産力ノ維持乃至擴充ハ時局柄軍需工業ニ準シ重要ナ  
ルモノニ有之、忽緒ニ附スベカラザルモノト被認候條爾今  
本縣ヨリ鑛山労働者求人聯絡候際ハ募集ニ關シ特別ノ御配  
意ニ預リ度此段及御依頼候

- 一、軍需勞務要員募集宣傳ニ關シ左記地域内ニ於テハ之ヲ  
行ハザル事

記

直方市、飯塚市

遠賀郡……………中間町、香月町、水卷村

嘉穂郡……………山田町、大隈町、二瀬町、稻築村、穗

波村、上穂波村、桂川村

鞍手郡……………木屋瀬町、宮田町、小竹町

田川郡……………香春町、後藤寺町、伊

田町、添田町、方城村

- 一、軍需勞務要員募集ニ關シ管内各市町村ニ對シ炭坑稼働  
者ノ轉職申出ハ之ヲ極力抑止方示達スルコト

今次支那事變ニ關シ軍需勞務要員募集ハ愈々激化ノ趨勢ニ

有之貴市町村ニ於テモ今次本縣ノ通牒ニ基キ募集手配相成

居候處應募者中鑛山稼働中ノ者モ有之様認メラレ候モ鑛山

ニ於ケル生産力維持乃至擴充ハ軍需工業ニ準シ重要ナルモ

ノニ有之其ノ要員充足モ亦忽緒ニ附スベカラザルモノニ候

條現ニ鑛山稼働中ノモノニシテ應募申出ノ向ニ對シテハ可

及的其ノ轉職ノ制止方ニ就キ御配意相成度爲念通牒候也

- 一、第一項地域内揭示ノ軍需勞務要員ポスターハ之ヲ撤

收方同地域各市町村ニ示達スルコト

- 一、他縣ニ對シ炭坑労働者募集協力方依頼ノコト

- 一、炭坑労働者募集宣傳ニ關シ印刷物ノ配布其他適宜ノ

方法ヲ講ズルコト

一、炭坑稼働者充足ニ關スル各縣其他關係機關ノ隨時協議會開催ノ事

一、隨時各鑛業會並職業紹介機關ノ連絡協議會開催ノコト

一、各市町村ニ對シ炭坑勞務充足ノ重要性認識啓發並斡旋方示達ノ事

一、東京、大阪方面ノ半島人勞働者ノ誘致ヲ計ルコト

◎雇傭者ノ執ルベキ對策

一、炭坑勞働者ニ對スル福利施設ノミナラズ賃銀收入ノ

向上ヲ圖リ募集並勤續獎勵ヲ計ルコト

一、勤勞報國精神ノ作興ヲ圖リ能率ノ向上ニ努ムルコト

右説明ヲ終リ是レカラ私ガ座長ニナリ懇談會ニ入りマス

鑛政課長

印刷物ノ配布ハドシナモノカ

花澤課長(座長)

未ダ具体案ハ作成シテ居ラスガ精神作興的ナモノ其他能

率増進等ニ關スルモノデ工場課デモ腹案モアルト思フカ

炭坑側

ナイデ遠慮ナク意見ヲ吐露サレタシ

後デヨク打合スコトニシヨウ、尙炭坑側ノ方ハ固クナラ

鑛政課長

福岡縣ト鑛山監督局ノ連名デハ如何

座長

私ノ考ヘデハ日本鑛山協會ノ名義ヲ以テスルコトモ有效

ト思フ

鑛政課長

何卒御協調ヲ願ヒマス

座長

ヒト思フ

タイト思フテ居ルカラ縣ノ方ト協調シテ出來ルナラバ幸

鑛政課長

ラ適切ナモノヲ作成シタイト思フ

鑛山監督局トシテハ此際「鑛業報國週刊」ト云フ様ナ催

シヲ實行スルノ計畫デアル炭坑勞働者ハ移動ガ非常ニ多

イノデ何トカシテ此ノ移動ヲ防止スル方策ヲ併セテ講ジ

方法ヲ講ズルコト

一、炭坑稼働者充足ニ關スル各縣其他關係機關ノ隨時協議會開催ノ事

一、隨時各鑛業會並職業紹介機關ノ連絡協議會開催ノコト

一、各市町村ニ對シ炭坑勞務充足ノ重要性認識啓發並斡旋方示達ノ事

一、東京、大阪方面ノ半島人勞働者ノ誘致ヲ計ルコト

◎雇傭者ノ執ルベキ對策

一、炭坑勞働者ニ對スル福利施設ノミナラズ賃銀收入ノ

向上ヲ圖リ募集並勤續獎勵ヲ計ルコト

一、勤勞報國精神ノ作興ヲ圖リ能率ノ向上ニ努ムルコト

右説明ヲ終リ是レカラ私ガ座長ニナリ懇談會ニ入りマス

鑛政課長

印刷物ノ配布ハドシナモノカ

花澤課長(座長)

未ダ具体案ハ作成シテ居ラスガ精神作興的ナモノ其他能

率増進等ニ關スルモノデ工場課デモ腹案モアルト思フカ

市町村長宛ノ通牒ハ何處ニ出サレシカ

座長

全縣下ノ市町村長ニ出シマシタ

炭坑側

今回ノ登録制度ニヨリテ私等ノ心配シテ居ル事ハ軍需要

員トシテ登録サレルコト、私共ノ募集トガ差合フテ其間

色々ノ紛争ガ起リハセヌカト思フ

座長

現在ノ狀況デハ一々登録シテ居テハ間ニ合ハヌカラ當分

登録ハ不可ト思フガ皆サンノ募集ト差合フテ支障ヲ生ズ

ル様ナ事ガナイ様ニシタイ

佐賀縣職業課長

佐賀縣下ニモ募集ニ來ラレルト思フガ元來炭坑ニ對スル

一般觀念ガ悪イカラ是レカラ改メル必要ガアルト思フ例

ヘバ

「マダ炭坑稼ヲスル程落ブレテハ居ラヌ」ト云フ様ナ觀

念ヲ有シテ居ルモノガ多數デアルト思フカラ炭坑ハ行キ

易ヒ處ヲ働キ甲斐ノアル處ダト云フ風ニ仕向ケル必要ガ

座長

悪紹介人ノ取締等ニ付縣ノ方デモ御考慮ヲ乞フ

各炭坑ヲ流浪シ前借金ヲ作ツテ廻ルモノ移動坑夫ノ防止

人デモ何トカナラヌカト思フ又各地ニ不良勞働者ガアリ

勞働者ノ補充ニハ眞ニ困ツテ居ルガ私ノ考ヘタ事デハ因

最近私ハ沖繩地方ニテ募集シタガ殆ンド應召者ハナイ今

炭坑側

レヲ通ジテ御承知ヲ乞フ

其ノ點ハ鑛業會或ハ互助會ト云フ夫々機關ガアルカラ是

炭坑側

賃金トカ其他ノ待遇上有利ナ點ヲ御示シアリタシ

佐賀縣

只今ノ御説明ニヨリ大局的ニハ承知致シマシタガ尙勞働

念ヲ打破スルコトニ御協力ヲ乞フ旨ヲ附言サル

ム、尙只今佐賀縣ノ方ヨリ御意見ノ炭坑ニ對スル古イ觀

時局ト炭業ノ重要性ニ付詳細説明アリテ滿座ヲ緊張セシ

炭坑側

アルト思フ

炭坑ヲ明朗化スルコトハ焦眉ノ問題トシテ考フベキコト、思フ從來ノ炭坑ヲ不名譽トスル觀念ハ是非除カネバナラス、囚人ノ稼働ハ是等觀念ヲ除ク上ニ惡イト思フ、不良勞働者、不良紹介業者ノ取締ハ關係官廳ト打合セテ善處スル、又移動防止ニ付テモ何トカ適切ナ方策ヲ講ズルノ要アリト思フ

礦政課長

半島人勞働者ノ直接移入ハ當分望ミナシ今回ノ局長會議ニモ提出シテ見タガ認識不足トデモ云フカ今ノ處物ニナラヌト思フガ尙今後極力善處スル積リデアル不良紹介業者其他不良勞働者ノ取締ハ私モ至極同感デアル

炭坑側

先程佐賀縣ノ方カラ炭坑ノ狀況ヲ知ラセロト云フ事デアリマシタガ私等ガ募集ニ出マス際ハ職業案内ヲ印刷物ニシテ持參シテ居リマスカラ是レ等ニテ御承知下サイマシテ御協力ヲ願ヒマス

尙緣故ヲ利用スル場合ハ多ク炭坑稼ギヲシテ月々送金ヲシテ居ルモノ等ノ緣故ハ最モ有效デアリマス、炭坑勞働

私共ノ炭坑業者ノ使命ノ重大ナルコト、現下ノ勞働力不足乃至之レガ補充難ノ現状ハ前途眞ニ憂慮シテ居ルモノデアリマスカラ見透シガツケバ御示シテ願ヒマス

社會局駐在官

只今玉井サシノ御質問ハ極メテ重大ナ事デアルカラ私共成ルベク早ク見透シヲ付ケタイト思ヒマスガ今日ノ處未ダ判然シナイ、只今内務省ト致シマシテモ決シテ石炭鑛業ノ勞働力充足ヲ閑却ニシテ居ルモノデハアリマセン出來ル丈ノ力ヲ致ス積リデアリマス

炭坑側

今後宜敷御願ヒシマス

座長

只今ノ御兩氏ノ御意見ハ私モ眞ニ同感デアリマスガ要ハ今後九州各縣廳ハ勿論萬有方面ノ御協力ニ依リテ現在ヨリドレダケデモ多クノ勞働者ヲ補充スルコトニ最善ノ努力ヲ致スコトガ緊要ト思フ

炭坑側

既ニ御高説ヲ承リ私ノ申上ルコトハ駄足デアリ又杞憂ニ

ノ有利ナ點ハ例ヘバ季節的勞働ガ出來ルコト等モ其ノ一ツデアリマス、農家ノ閑ナ時機ニ炭坑ニ稼ギ三ヶ月モ稼イデ百五十圓位ヲ貯金シ農繁期ニ入ルカラ歸郷スルト云フ人モ相當アリマスカラ御參考ニ申上ゲテ置キマス

鹿兒島縣

鹿兒島縣下ニ募集ニ來テ職業紹介所ヲ利用シタコトガアリマスカ

炭坑側

是レ迄ハ極メテ少ナイト思ヒマス今後ハ御協力ヲ願フコト、思ヒマス、近年炭坑ノ施設ハ大イニ改善サレテ居リ決シテ昔日ノ炭坑デナイ事ヲ十分ニ御承知願ヒマス更ニ私ハ御尋ネシタイ事ハ目下餘剩勞働ノ狀況デアリマス、軍需資料ヲ作ラル、工廠其他軍需工場ニ於テ差當リ何程位ヲ要スルカ又餘剩勞力ガドノ位アルカ其ノ見透シガ付イテ居レバ御示シテ願ヒタイ、今回ノ支那事變ハ私共ノ卑見トシテハ實際ニ相當永延ノモノト思フ只表面ノ折合イハ何トカ片付クニシテモ其ノ根底深ヒモノアルト思フ之レガ克服迄ニハ長期ニ歩ルコトヲ覺悟シテ居リマス秋

過ギスト思ハレルカモ知レヌガ種々御意見ヲ拜聽シテ居ル内ニ益々杞憂ヲ深クスルノアマリ愚見ヲ申上ゲマス現在炭坑青年ガ軍需工業ヘ流レ出テ居ルノ實狀ヲ見ルトキ今後此ノ儘デ進ムナラバ半年、一年ノ後ニハ必ラズヤ炭坑業ノ行詰ル時ガ來ルト思フ其ノ場合一體誰レガ責任ヲ負フカ、先程職業課長サシノ何等ノ見透シノツカヌ様ヲ御話シデアリマシタガ今日ハ九州各縣ノ當局ノ方ガ御集リニナツテ居リマスノデ何トカ見透シガ付イテ居リマセヌカト思ヒマス

座長

私共ノ考ヘデハ是レ迄色々ノ情報ヲ得テ之レヲ綜合シテ見ルニ只今御説ノ程ニ憂フベキデハナイカト思ヒマス今不幸ニシテ御説ノ如ク深刻デアリ行詰ツクトスレバ國家ガ強制シテ炭坑ヲ活スデアロウ、本縣ニ於テモ今炭坑ヲ殺シテ登録制ヲ實施スルトハ考ヘテ居ラヌノデアリマス左様ノ行詰リヲ生ゼナイ前ニ何カシナケレバナラヌ本日茲ニ此ノ會合ヲ開キマシタノモ此ノ難關ヲ打破シヨウト云フ處ニアルノデアリマス

炭坑側(麻生鑛業)



當局ノ御意志モヨク判明リマシタ誠ニ感謝致シマス、私  
將來ヲ憂フルノ餘リ少々過激ナ事ヲ申シ上ゲタト思ヒマ  
スガ要ハ行詰ツテハ間ニ合ハヌカラ自然杞憂ヲ深クスル  
譯デアリマス何分現實ノ問題デアリマスカラ宜敷善處ヲ  
御願ヒシマス

海軍駐在官

現實ノ問題トシテ製鐵所デモ石炭ニハ困ツテ居ルノデ現  
在ノマ、進メバ製鐵上ニ支障ヲ生ズルコトニナルカラ私  
共モ憂慮シテ居ル軍需工業ノ勞務要員並ニ餘剩勞働力ニ  
付テハ早ク見透シヲ付ケテ對策ヲ講ズル必要ガアルト思  
フ

座長

種々實狀ヲ承リ眞ニ炭坑勞働者ノ充足ノ緊要ナルコトヲ  
一層深ク感じタノデアリマス要ハ國家重大ノ折柄皆サン  
ト共ニ最善ノ方策ト全幅ノ努力ヲ致サナケレバナラヌト  
思ヒマス。

長時間ニ涉リ極メテ御熱心ニ又眞摯ノ懇談會デアツテ之  
レガ炭坑勞働力充足方策ニ大ナル效ヲ收メルコト、思ヒ

マス、是レヲ以テ閉會シマス

時ニ午後七時四十分其ノ間最モ緊張シタル懇談會ニシテ  
今後炭坑勞働力ノ補充上大イニ裨益スルモノト信ス

以上

## 漢詩、和歌、俳句 川柳の原稿募集

- 一、漢詩 題 支那事變
- 一、和歌 全大和魂
- 一、俳句 全石炭
- 一、川柳 米

締切日 十一月五日

選者 斯界の權威者

右ハ互助會報十一月號ニ掲載致シマスカラ奮ツテ應募セラ  
レタシ

會報編輯部

## 勞働力補充に關し

### 堀福鑛局長の談

堀福岡鑛山監督局長は去月二十八日より開かれた全國鑛  
山監督局長會議に出席、會議終了後も關係各方面と種々折  
衝中であつたが、本月十一日歸福した。炭鑛勞働力補充の  
問題は全會議に於いても中心議題となつたが、右に就き局  
長は左の如く語つた。

鑛山勞働力不足は、益々深刻となり早急に解決を要する  
問題であり、今回の會議でも當局者の意向をも考慮して  
色々と協議したが、満足なる結果を得ることが出来  
なかつた。保護鑛夫の深夜業、入坑禁止に就いては之を  
全然廢止することは勿論、一時的な停止すら社會政策上  
社會局方面に於いて、大きな難色があつて當面實現困難  
であり、半島人勞働者に關しては、半島農村よりの新ら  
しい移入ならば、兎に角、東京大阪方面に在住してゐる  
者では當業者の方に多少の懸念あることと思はれ、結局

當面許されることは、勞働時間の幾分の延長といふこと  
に過ぎないことになつた。薄層、殘炭を採掘するものに  
あつては、既に保護勞働者の入坑禁止延期が許可されて  
居り、この點に關しては、從來の方針を替へて嚴重にす  
る考へはないが、またその範圍を廣げやうともされぬ。  
いづれにしても、この問題に就いては早急な解決策は立  
てられてゐないのだが、當監督局としては、業者と一層  
緊密な連繫を保つて、鑛夫の移動防止のことなどを含  
め適切な對策を立てたいと思つてゐる。一面、直ちに注  
文することは或ひは無理であるかも知れぬが、鑛夫の募  
集難が、單に地下勞働であり、危険と過勞が伴ふといふ  
ことばかりに原因してゐるのではなく、一般に、勞働條  
件が劣悪で、古い蔑視觀念さへ残つてゐることが大きな  
原因をなしてゐることを充分認識して、この様な時機に  
こそ、鑛山勞働者の待遇上の改善に、業者が努力される  
ことが望ましいことだと考へてゐる。

# 石炭船運賃

## 一、汽船運賃

**イ、遠洋** 近海荷動きの不振と、これに伴ふ運賃の鈍化から、大手筋では弗々歐洲方面出動配船に専念するに至つたが、目下全般的に荷動きの稍々下火となつて、市況も幾分頭重の商状であるから、引續き決定は豫想されない。又爲替管理法に對する問題もあるので、これが根本方針の決定を見る迄は、積極的に出づる譯にも行かない所である。本邦を中心とする定期、不定期船共益々復航蒐荷には爲替管理の影響を見るに至つたが、業界の當面の重大案件としては、只此の爲替管理今後の方針と、これに伴ふ輸出面の成行如何である。

只倫敦市況が手堅い爲、市況は底強く保合つてゐることに注目されてゐる。

**ロ、近海** 市場は今の處一般に氣迷ひ的な個所もあつて、船腹需要も概ね手控へられてゐる。従つて船腹不足も近海に關する限りは漸次解消されつゝあつて、寧ろ膨脹を

豫想されてゐるので、市況は總体に軟調味を呈してゐる。

**ハ、石炭** 早積引合は相當多く、船腹需要は各地積共好調を呈してゐるが、樺太、勘察加方面の閉航期迫り、之が南下船腹並に特許を受けた外國船の割込みで市況牙えす依然若松—京濱四圓三、四十錢、若松—伊勢四圓一、二十錢、川崎揚四圓六、七十錢見當を唱へ、北海道炭も至蘭—阪神四圓五、六十錢見當を標準としてゐる状態である。

最近の成約運賃は若松より

京濱	四圓四〇錢
川崎	四圓八〇錢
伊勢灣	四圓二〇錢
大阪川入	二圓一〇錢
敦賀	三圓
仁川	三圓一五錢

(十月十五日迄の海運特報に據る)

**ニ、帆船運賃** 石炭は需要期に入り、船腹需要も豫想されて例年通りの足取りで、阪神十錢値上に決定し次の通りである。

# 十月若松港協定運賃表

若松海運五親會

(單位壹匁ニ付)

仕向地	運賃	仕向地	運賃
和歌山縣	二七五	相生	三〇五
由良	二七五	岡山縣	三〇五
大阪府	二七五	片上	三〇五
榑井	二九六	鹿忍	三〇五
佐野	二九六	岡山川入	三〇五
堺	二九六	幸西	三〇五
兵庫縣	二九六	彦崎	三〇五
尼ヶ崎	二九六	田ノ口	三〇五
神戸	二九六	玉島	三〇五
明石	二九六	廣島縣	三〇五
高砂	二九六	福山	三〇五
木場	二九六	尾ノ道	三〇五
網干	二九六	三原	三〇五
		阿賀	三〇五
		廣島(川入)	三〇五
		山口縣	三〇五
		岩國	三〇五
		今津川入	三〇五
		福山川入	三〇五
		因ノ島	三〇五
		糸崎	三〇五
		竹原	三〇五
		宇吳	三〇五
		宇品	三〇五
		笠岡	三〇五
		味野	三〇五
		日比	三〇五
		宇野	三〇五
		小串	三〇五
		宮ノ浦	三〇五
		岡山	三〇五
		牛窓	三〇五
		赤穂	三〇五

# 九月物價指數動向

卸賣安・小賣高

九月三十日現在の本邦物價指數（昭和六年十二月十日基準）は卸賣物價總指數一八七・六で前旬に比し一七前月末に比し一三の夫れ、微落を示したに對し、小賣物價總指數（昭和六年十一月十五日基準）は一三六・四と前旬に比し二八・前月末に比し四・〇を却つて昂騰を示した、又國內商品の卸賣物價は前旬に比し〇・四昂騰せるも貿易商品は二・一下落し、輸出品および輸入品は、それ、前旬に比し〇九五、八を減少した、品目別内譯を見ると左表の如く前旬に比し上昇せるもの穀物類、被服地類、燃料類、肥料類のみで他は何れも下向いてゐる

三田尻	一、〇〇		
徳島縣	二、三三	小松島	二、四三
徳島	二、三三		
撫養	二、二七		
香川縣		高松	二、〇三
小豆島	二、〇八	坂出	二、〇三
林田	二、〇三	多度津	一、九九
丸龜	二、〇三		
觀音寺	二、〇三		
愛媛縣			
川ノ江	二、〇六	西條	二、〇三
新居濱	一、八八	壬生川	二、〇六
今治	一、七五	菊間	一、八四
堀江	一、八四	高濱	一、七五
三津濱	一、七〇	長濱	一、七〇
宇和島	二、〇三	八幡濱	二、〇三

備考  
 一 各地行共二五〇以上ハ上記運賃ヨリ貳貳錢引キノ事  
 二 各地行共陸下ノ瀬取ハ上記運賃ヨリ貳參錢引キノ事  
 三 大阪行ニシテ荷揚ケノ際篩分クスルモノハ上記運賃ヨリ貳參錢増シノ事

卸賣總指數	九月末	同廿日	八月末
	一八七・六	一八七・五	一八八・九
國內商品	一四三・七	一四三・三	一四三・二
貿易商品	一九九・八	一九九・九	二〇〇・一

輸出商品	一五、九	一五、八	一五、五
輸入商品	二七、八	二八、六	二八、四
穀物類	二二、二	二二、八	二〇、七
食料品及嗜好類	一三、六	一三、〇	一三、二
被服地類	一六、六	一六、二	一五、八
被服地原料類	一七、一	一八、〇	一八、七
建築材料類	一五、六	一五、一	一五、三
金屬類	三三、二	三三、〇	三三、一
工業藥品類	一五、一	一五、七	一五、二
工業雜品類	二七、八	二八、五	二〇、六
燃料類	一三、七	一〇、八	一五、一
肥料類	一三、八	一三、五	一三、五
小賣總括類	一三、八	一三、六	一三、八



## 日用モダン熟語註解

(四)

○煽石 普通に火山岩に接近する炭層の部はハシリと成り少しく遠ざかつてオコリ（無煙炭）及チクラ（傾城）があるのを順序とする。ハシリとは其名の如く火に投じて能く爆散するものを云ひ、オコリとは毫も爆散せず又發烟せず活々と燃へながら木炭の如きものを云ふ。チクラ（傾城）とは有煙炭と無煙炭との中間物で其質は脆弱で粉炭を固めたるもの、如く火中に投ずる時は一時燃ゆるも直に灰となり之を燃料に供するときは却つて火力を壓殺する恐あるものを云ふ。田川郡地方にてはチクラと稱し嘉穂郡地方に在りては傾城と唱へらるゝところの物である。

ボンシーとは鋒滓的外觀を有し其形不規則にして暗褐色を帯び多孔質なること恰もボンシーと稱する餅に類するを以て云ふのである。

マテ又はマテガラとは燭石の柱状節理を呈するもので柱は多く多角形を成し其質はハシリとオヨリとの中間に在り、其形マテと稱する貝若くはモーガンコ（氷柱）に類似するを以て此名がある、其單一なものは小マテと云ひ群を爲すものを大マテと云ふ。

○イニシヤテイーヴ 英語の Initiative 元來は議會に於ける發議權を云つたものであるが近頃の新聞、雜誌に散見するものに例へば『九國條約會議に關しては英國政府が秘かにイニシヤテイーヴをとつて主要締盟國の意向打診に當つてゐる』と云ふ時の如く現在では指導權をとることを云ひ、他に先行して事を行ふと云ふやうな場合に用ひられてゐる。

○鎮、屯、宅、縣 日支事變戰線の擴大と共に新しい地名が續々として出てくる。廟行鎮、唐官屯、李家宅等々。

以上は一例であるが、廟行鎮とか大場鎮とか云ふ、この鎮といふのは日本でいふ村のことである。唐官屯と云ふ屯と云ふのは、村よりも小さい字位のところであつて、この屯と名のつく地名は北支に澤山ある。李家宅と云ふように

宅のつくのは南支に多く、これも屯同様に字位ひの處を指すのである。

では何故屯も宅もあざ位ひのところであるのに、二つに使ひ分けるかと云ふと、屯は必ず何官屯となつてゐる。即ち唐官屯とあれば、それは唐と云ふ人が官命を受けて、其の土地を開發したと云ふことであるし、李家宅と云ふのは李と云ふ人が支那一流の大家族制度で、一家一族が居住した末に繁榮したので地名となつたと云ふ譯である。

尚、何々縣とあれば、それは其處に縣城即ち要塞或は城門が必ずあることを意味してゐる。

○變態輸入船 支那置籍變態輸入船のことである、海運界不況時代に對策として、昭和七年以來海運國策として政府は外國船舶輸入に當つては許可制とし、解体を目的とする以外は禁止する一方、造船業者保護を主眼とせる船舶改善助成法實施により船齡三十五年以上の老朽船を解体し代船として優秀船の建造を奨励するため、巨額の國幣を費し、海運界の更生發展策を計り、現に又計りつゝあるのである。

然るに段々海運界の景氣復活に伴つて、利に敏い商人の内には、採算上極めて有利な外國船を、國法に準じない行爲とは知りつゝも、變態的に支那置籍として、輸入する行爲が案出され、現在では船舶解体業者並に一般船主の有する變態輸入船は約八十三隻、六十五万重量屯に達してゐる變態輸入が行はれ、我國を中心として運航されてゐるのである。この變態的な輸入船を稱して一般に變態輸入船と云つてゐる。

此等の變態輸入船の弊害とする處は 1. 我海運政策に全然反すること 2. 爲替管理令に抵觸し、資本の逃避となる行爲であること 3. 變態輸入船の高級船員は殆ど日本人であるから我高級船員の不足を來たすこと 4. 變態輸入船は公課なく、普通船員は主として支那人を使用し、修繕に當つて、我國船舶の如き嚴重な年次並に定期検査なく、船主は所得税、營業收益税等の賦課さるゝ事もなく、同時に低船價の船であるから一朝不況襲來するとも船費は我船舶より遙かに低位に切下げ可能にして、我船舶は繫船を餘儀なくされても變態輸入船は悠々活躍し得ること、尙

其他統制難等直接間接に我船主の不利益は枚擧に暇がない

處が支那事變が進展して國民政府は支那置籍の強制徵發を令したので、これ等は何れも邦人のインヴェスト（投資）であるが青天白日旗を掲揚してゐるから支那政府に徵發されては大變である、こゝに於て政府は船舶飢饉を緩和する意味も含めて外國船舶の日本沿岸貿易を許可した。

支那事變と關聯して變態輸入船の處置を如何にすべきかの問題は、海運界の當面せる最大關心事で、近く船舶管理委員會に於て最後の決定を見る筈である。

## 西本理事より金五拾圓也

### 本社共濟會基金に寄附

當社職員の相互扶助を目的とする機關として十月五日社内共濟會を設立し差當り會員の冠婚葬祭入營應召等に際し共濟會より應分の金員を贈呈することにして居るが當社理事西本弘雄氏は共濟會設立の趣旨に賛同せられ基金の中へ金五拾圓也寄附せられましたので誌上にて厚く謝意を表します

### 昭和石炭の仲買責値

#### 大幅値上を斷行

昭和石炭に於ける仲買責石炭十月—十二月の新建値は先月下旬發表されたが、大体大阪昭和筋の要望通り大幅値上げが斷行された。市場は大体豫測した幅だけにうるたへる様な事はないが、打續く昭和石炭の建値に追隨するだけの進もなく引摺られてゐる様な形で、軍需景氣の波行に本づく中小工業の苦境さにもに中小仲買業者の炭價値上りに對する悲鳴が漸次昂りつゝあるは注目すべきである、今回の値上りは

遠賀物 一應に付 塊粉共 一圓二十五錢  
筑前物 同 同 一圓十五錢

#### 元山石炭新建値決定

沖ノ山、東見初の八大間屋より成る大阪元山石炭協會では昭和石炭の仲買責の新建値に連れて十月一日より左の如く特約店卸値

を決定した

抜塊 一應に付 二十圓四十錢  
吹入 同(トラック配達) 二十五圓二十錢  
一唐物 同(抜塊より) 二圓の格落ち  
抜粉 同 十三圓五十錢  
(日刊燃料新聞)

### 福岡鑛山監督局が

#### 鑛業報國週間

石炭増産計畫の實施に伴ひ應召勞務者の補充對策は一段と緊要味を加へきたつたので福岡鑛山監督局では各炭坑當事者と協力、目下これに關する各種の研究を遂げつゝあるが、その一端として近く「鑛業報國週間」を設定して管内二百七鑛山全部に互り勞務精神の緊張さ之による出炭率の確保を期することに内定した、

期間及同週間の實施事項についてはなほ未定なので近く監督局に各鑛山代表者を招き打合せを遂げる順序であるが、大體同監督局の意向では本週間は専ら各鑛山をして一致して自主的にこれを實施せしめる建前であり、同週中には同當局の遊稅計畫のほか國民精神總動員強調週間に倣ひ、獻金デー、能率増進デー、災害防止デー其他を設け、而してそれに伴ふ特別収益は各勞務者個々の手で獻金を行ふことなど色々目論まれて居る。なほこの種の行事は既に山口縣宇部東見初炭礦で過日實施の先例があるが、それによれば勞務者の出勤率は約八〇%で實施前とは一〇%も向上し出炭率も従つてこれ以上に増加してゐる模様で注目されてゐる

### 増炭の積極化する

#### 統制機關が必要

滿洲には調査済のものだけでも七十億噸の石炭があり更に北支には二千五百億噸と稱せられる膨大な資源がある、長い目で見れば我が國の石炭は結局この兩地の石炭に其一半を依存するに至るであらうが當面の補給策として出来るだけ開發を急がねばならぬこれらの炭田は一體に埋藏が大であるから大規模經營を許し又處

女炭田であるから設備さへ出來れば採掘費は比較的低廉で済み且つ勞働コストが安いから内地の群小炭礦に比し原價が著しく低廉である、之のため従來内地炭礦は滿洲炭(撫順炭)の内地進出に備まされ、遂に内地のカルテルは撫順炭に協定を強要し内地への販賣量を制限し炭價を吊り上げて來たのであるが、今後は勿論かゝる姑息的なやりくり政策は存續せしめる譯には行かぬ、勿論今後悉く内地の全國的カルテルは滿洲の國家的トラストと緊密な協定を結ぶことは大いに必要であるが、それは滿洲炭の増産を助けて大いにその輸入を促進するためのものでなければならぬ、要するにこれは日滿地域の炭鑛業を共同的に經營せしめるに至る過度的轉換の對策であるに外ならない、それ故撫順炭乃至阜新炭の内地利用を出来るだけ低廉な價格で可能ならしめるやう促進しつゝ、一方で内地炭業資本の滿洲進出を援助しなければならぬ、尤も滿洲炭乃至北支炭の大量的輸入は輸送船舶の確保を必要とする若しその點に不安が残されることれば内地の石炭液化計畫の一部を滿洲、北支に移し輸入炭の一部を製品として持つて來るさいふ案も考へられやう、一方内地の統制組織も改善が要望される、現在の我炭業界は生産カルテルたる石炭聯合會と販賣カルテルたる昭和石炭會社との始り完全な統制下に割當制による送炭を續け

極めて強固な自治的統制を行つて居る、この統制方式は自治的統制としては可なり進歩したものだ。が反面業界の安定さ、もにやうやく自治的獨占的統制の弊も現はれ且つ今後の膨脹躍進時代の擔ひ手としてはまた不満足なきころが少なくない事が次第に痛感されて來た。

(日刊工業)

## 石炭鑛業獎勵法

### 次期議會提出か

商工省はさきに臨時議會を通過した輸出入品臨時措置法の施行を急いでゐるが、それと同時に生産力の急速なる擴充をはかるため種々の研究をす、めてゐる、即ち今日最も生産力の不足を示してゐるのは鐵、液體液料、石炭の基礎産業であり、鐵は大體日鐵が中心となつて増産に努力してゐる、液體燃料については目下創立途上にある帝國燃料會社がその要望に向つて進むこととなつてゐるが、石炭については最近商工省の内部に於ても亦業界の一部からこの際石炭の増産計畫遂行について特別法を制定する必要があるとの意見が漸次有力化して來たので、吉野商相をはじめ同省首腦部は人造石油事業の發展助成の點から云つても尤もなことを

心で河水管理を急務とし、去る七月一日に水利使用料徵收規定を公布して縣管河川の總てにたいし水を使用する場合には

▲發電は一馬力につき年一圓(當時理論馬力と最大理論馬力との差一馬力につき五十錢) ▲發電以外の原動力に供するものは許可使用水量毎秒時一リットルにつき年廿五錢 ▲工鑛業その他用に供するものは毎秒年一リットルにつき年十五圓を徵收するここに決し

この年収入約七萬圓を見積つてゐたが最近に至り同規定を繞つて反對の聲が各方面に起り、先づ火力發電事業において冷却用水の使用料(工業用水の場合に屬す)が餘りに高額であるとの非難が生じたのをはじめ農村方面でも水車經營に用する河水使用料が實情に即せぬとて不満の聲を放ち、廿七日には八女郡下の關係者が使用料撤廢方について縣に陳情した、これにつき縣でも水車經營の實際に關して調査をす、めてゐるが大體水車利用による年間の利益額は三百圓程度を普通とするに對し使用料の年額は約百圓にのぼるものがあり、縣における規定改正も已むを得ざるものに見られてゐる

(福岡日日新聞)

だといふので、その具體策について寄々協議中で、或は來るべき通常議會に「石炭鑛業獎勵法」をでもいふやうな單行法の制定を見るのではないかと關係方面では其の成行を注目してゐる

(若松新報)

## 若松港沖仲仕

### 賃銀値上げ解決

若松港沖仲仕小頭組合聯合會への人夫拂底に伴ふ仲仕賃銀値上げ要求は月餘に亘る勞資双方の意見一致せず経過してゐたが請負者側の牧野、岡部兩氏は廿七日午後二時より炭商組合において荷主側と會見最後の折衝を重ねた結果荷物炭二錢燃料炭三錢練炭二厘陸仲仕一錢五厘(各噸當)を臨時手當名義で十月一日より値上げする事となり小頭側も之を承認解決を見た (福岡日日新聞)

(50)

### 水利使用料徵收規定に

### 反對の聲擧る

各種産業の躍進的發展をみてゐる本縣では用水供給の對策に因

## 北滿炭田視察談

松本明專教授

去る八月二十二日から一週間に亘り旅順、大連、奉天、新京各地で開催された日本學術協會總會に列席後月餘に亘り蘇滿國境並に滿鮮各地の炭山及び地質調査のため滯滿中であつた明治専門學校松本教授は三日午後九時半歸學左の如く語つた

今度の第十三回學術協會總會は大連、旅順、奉天、新京といふ具合に四ヶ所で移動式に開いたのは全く地元有志の熱心な希望から來たものである、列席者は全國各地から約二百五名に達し私は大連會場で阿蘇の熔岩に就いて其の一部を講演したが總會の大部分は滿洲の農業と醫學に關する講演が多かつた、總會後八月末からハルビンを振出しに鶴岡、密山、佳木斯等蘇滿國境に近い各地の炭田區域と地質状態を探り更に阿吾地の石炭液化工場通化、西安等豆滿江沿線の炭田及び北鮮の咸興、清津各地を經て再び新京に向ひ朝鮮經由歸途に就いたが國境附近では尙匪賊襲來に備へるため炭坑の周圍を全部鐵條網で包み嚴重な警戒の下に採掘作業が續けられ又佳木斯に於ける武裝移民の如き同胞が死生を超越して生命線確保のため雄々しい覺悟で軍民協力

(51)

開拓の使命遂行に邁進を行ひつゝある實況を見聞して眞に感激に堪へないものがあつた、北滿の石炭は年代別から見ると中生期時代(約三四千萬年前)のものが多く即ち炭層中の燧岩に就いて見ると此の石炭が出来た時代は滿洲各地に於ける火山活動の最も盛んであつた時代であつたこと云ふ事が想像される、由來滿洲各地の火山は内地のそれと異り山の形状が平らかで所謂火山臺地形状と云ふのが多く炭層の上に舊火山が形作つて居ること云ふ有様である

## 海運自治聯盟で 石炭輸送統制協議

海運自治聯盟では、同聯盟結成當時より船主側の自治統制に併行して、荷主側においてもこれと協力團體取引の如き形態により船腹需給の圓滑を期すべきであるとの見解を持ち、かねて商工省に對しても荷主團體結成方を陳情しつゝあつたがこの程石炭關係業者において石炭輸送委員會が結成されるに至つたので自治聯盟では九日臨時理事會を開催、石炭關係荷主の輸送統制に關する具體的内容につき討議するところがあつたが、結局内田(商船)納

賀(山下)佐々木(三井)の諸氏を東上せしめ、八日東京支部において理事會を開催更に昭和石炭を訪問、懇談を行つた

(日本工業新聞)

## 筑豊の出炭量二割増し 筆頭は貝島大之浦

軍需工業の勃興による石炭景氣は近年さみに盛んとなり全國出炭量の約五割を占めてゐる筑豊炭田の本年度上半期における總出炭量(直方稅務署調査)は礦業所七十五礦山に對し八百三萬四千五百三十三トンといふ前年同期より二割からの激増振りで近年にない黒ダイヤラツシユを現出してゐるが、これを各礦業所別に見るとまづ出炭の最高は鞍手郡宮田町に六ヶ所の礦山を擁する貝島大之浦礦業所がその筆頭で八十七萬九千八百八十トン、次に三井田川礦業の七十六萬五千九百七十八トン第三位に日鐵二瀬礦業の五十萬三千八百五十五トン、他は三井山野礦業の三十九萬四千七百二十二トン、三菱餘田坑の三十九萬九千九百六十トン、大正礦業中鶴坑の三十六萬二千六百九十トン、三菱飯塚礦業の三十四萬五千四百二十二トン、日本炭礦高松坑の三十萬九千五百八十七トンな

ごその主なるものだが

時局柄各礦業所も礦夫の拂底に悩まされ全國的な募集網を張りめぐらし鉦や太鼓で礦夫の狩集めに躍起となつてゐり、大部分の炭礦は入坑獎勵金の増額で出炭の緩和をはかつてゐる状態で、昨今礦夫一人當りの最高賃銀は優に一日三圓以上にのぼつてゐる

(大阪毎日)

## 石炭業統制法案 今冬通常議會提出か

石炭増産五ヶ年計畫は戰時體制下の我が燃料問題解決のため、益々緊要なる問題となつたので商工省では石炭聯合會その他の答申に基づき今後五ヶ年間に約七千五百萬トンの生産を目標とする大々的な増産計畫に乗出すこととなつたがこの増産計畫の圓滿なる遂行を期するため新に石炭業統制法(假稱)を制定することとなり準備を進めてゐる

即ち政府の石炭増産目標は、昭和十八年に於いて年産額七千五百萬噸を生産せしめることにあるが、これは現在の年産額約四千萬噸に較べて三千五百萬噸の増産であり、向ふ五ヶ年間に毎年七

百萬噸づゝ増産を行はねばならぬ勘定である従つてこの大増産遂行のためには

- 一、炭坑勞働力の充分なる供給
  - 二、石炭輸送施設の整備並に輸送運費の低下
  - 三、事業擴張資金の潤澤なる供給
- 等が絶対必要となるので商工省は内務、逓信、鐵道、文部、拓務の各省及び對滿事務局等と協議連絡して萬全の方策を講ずる事となつてゐるが同時に石炭工業の全般に對する統制と保護を徹底せしめる爲茲に石炭業統制法を制定することとなつたもので同法案は本年度通常議會に提出する筈である。而して目下當局に於て練りつゝある同案の内容は大體次の如くである。

### 石炭業統制法綱要

- 一、石炭業を許可事業とする
- 二、石炭業者に石炭業組合を設立せしめる
- 三、石炭業組合をして毎年石炭の生産並に配給に關する計畫を樹立せしめ政府の認可を受けしめる
- 四、政府は石炭業組合又は石炭業者に對し必要なる命令又は監督をなし得る
- 五、その他

(日本礦業新聞)

## 現在の自治統制に 改組論擡頭す

石炭供給不足の聲は最近漸く昂まり昭和石炭石炭聯合會の如き現在民間業者の自治統制を以てして果して之が供給に遺漏なきや否や前途に容易に樂觀を許さぬ事態に直面するに至つた、目下民間業者の不安とする處は鑛夫不足と船腹難打開問題であるが、船腹不足には萬一の場合に貨車輸送も考慮され且又海運自治聯盟の提携により共同輸送によつて相當の能率増進を期し得らるゝも問題は鑛夫不足対策にありとされてゐる、半島人及び保護鑛夫の入坑により當面の急を補ふにしてもこれらは單なる一時的糊塗策に過ぎず、將來の出炭確保のためには餘力を有する大炭鑛に命じて急速に増産設備を充實せしむる必要に迫られてゐる

従つて從來の如き自治統制によつてはかゝる大炭鑛の指名送炭の如きは殆んど期待し得られず政府當局の積極的乗出しを必要とするわけで、昭和石炭及石炭聯合會を改組して強力なる命令權を附與せんとする有力意見が擡頭しつゝ、あり炭鑛業者の注目の的となつてゐる

(日刊工業新聞)

## 鮮人坑夫の 漸廢から爭奪へ

支那事變に依る筑豊炭山の稼働者の手不足は操業上非常な苦境を來しこれが対策として婦女手入坑深夜業入坑禁止緩和運動が石炭鑛業互助會の手に依つて起されてゐるが大手筋方面では右緩和策に對しては勿論賛意を表して居るものゝ、未だ積極的態度は示して居ないが事業上に及ぼす支障は一層甚大で嘉穂郡地方炭坑は從來の坑夫を雇傭方針を變えて鮮人坑夫の使用に乗り出す炭坑もあり今後各炭坑に波及するものと見られ一方鮮人の内地渡來は許されないので内地在住の鮮人坑夫は自然待遇の良き炭坑へ向つて流動し初め待遇負けの炭坑は益々苦境に陥り悲鳴をあげ先頭迄鮮人坑夫漸廢傾向であつた同地方は逆轉してその爭奪戦が展開し始めて居る

(九州日報)

## 電力聯盟の石炭飢饉対策

生産力擴充の根源を擔當しながら需要に應じきれぬ立場にある電力會社では今冬の石炭不足が特に懸念されるので電力聯盟より

松根書記長、東電の福島營業次長を六日滿洲、北支に特派し、その對策を講ぜしむることとなつた、石炭不足が電力界頭痛の種となつた原因は

- 一、生産力擴充強行のため目下關東、關西および九州その他にも電力の需要激増し、供給難顯著なること
  - 一、今夏は水不足で火力によりこれを補つて來たが、水力も使用過ぎたため今後かう水量が少ければ豫想以上の石炭を必要とする
  - 一、五大電力の今年度石炭需要は二百五十萬トンであるが増加の傾向にあること
  - 一、撫順炭の今年度購入契約高は廿五萬トン以上で明年は卅萬トンの豫定となつてゐるが現在までのところ契約通りの入荷は不安なること
  - 一、石炭鑛業聯合會では下期に百十萬トンの増送を決定したが増送どころか反對に送炭減額の恐れあること
- 右の如くであつて兩氏は約三週間にわたり彼の地に滞在、撫順炭の契約履行につき督促することにも新に供給先を求めこれと契約を結ぶことになつてゐる
- (大阪毎日新聞)

## 各省關係官合同

### 石炭協議會開く

不足資源礦物五ヶ年計畫の中でも鐵鋼對策と共にその雙璧をなす石炭に就いては愈々最後の方針を確立するため近く商工省燃料局が主催し同礦山局ほか内閣資源局、同企畫廳並に陸海軍、大藏拓務、逓信、鐵道の各省關係者合同で、石炭協議會を開くこととなつた、右協議會は週一回乃至二回宛にて數回を重ねることになり、人工造石油製造事業計畫と配合の上で増産計畫を中心にして、基く内外地各鑛互の生産割當概算並に消費の統制、合理化の各角度からはもとより輸送對策等に迄検討し延いては石炭統制法制定問題も必然的に議題に上るものとして注目される

昭和十一年に於ける石炭の需要量五千四、五百萬噸に上り中内地での生産費供給量は四千九百萬噸となつて居るが之が五ヶ年後には人造石油關係の八百萬噸を筆頭に需要はかなりの激増が豫想されるので燃料局としては問題の樺太封鎖炭田の一部を十三年度より開發、利用すべしとする意向である



## 縣の軍需工業勞力總動員で

### 大痛棒の鑛業家成行き重視

全國生産の五割を産出し石炭縣と稱される福岡縣にかゝはらず縣當局が石炭鑛業に對し極めて冷淡であるを稱されてゐたが今回縣當局が全縣下に配付宣傳に努めてゐる餘剩勞力を軍需工業へ總動員運動が痛く鑛業家を刺戟成行を重視されてゐる

即ち全國石炭鑛業側では優秀技術員を軍需工業方面及び應召のために算はれて大減員を生じ需要は下半年に百十一萬噸増送を決定する程の増加を示してゐるのに反し從來の送炭量を保持するさへ困難を生じ石炭飢饉招來の憂ひを生じ稼働者補充に就て特別議會以來政府に對しその對策を要望して來たのである

本縣下炭坑では一人の稼働者雇に數十圓を投するさへいふ状態がこの稼働者補充如何は直ちに工業生産へ影響する重大問題なるに不拘縣當局はこれに對し傍觀して何等助成も爲さず鑛業側の不満を買つてゐたところ今回十六歳以上三十五歳迄の男子は軍需工業へ行けどの宣傳ピラ撒布大宣傳を行つた爲め鑛山労働者の移動を多からしめると共に農村労働者の募集を困難に陥らしめつゝあることは餘りにも石炭鑛業に對する認識を缺き却て生産増加に妨害

工費だけでも數百萬圓を要するといはれ來年秋の事業着手も日に鐵系炭坑の強力な一翼として黒ダイヤ増産の盛んな進軍譜を奏することならう、室木鑛業部長は語る

さもなく廣漠たるものだ、一部露天掘の炭層が平均十七尺、年産目標卅萬トンを建設隊を早く送らねばならぬが、結氷の關係で來春五月にならう、設計やら建設材料の準備などで昨今多忙を極めてゐる

(大阪毎日新聞)

## 九州各炭鑛の

### 勞務不足深刻化

石炭聯合會調査によれば去る八月中の全國送炭高は三百三十一萬噸であつて前月比較十二萬噸の減少を示した、その後も聯合會が躍起となつて増産奨励せるに拘らず所期の効果を擧げ得ず、殊に九州地方に於いては減産の止むなき炭鑛續出の状態である、八月中は新舊盆休みの合致により全國的に相當の減を見たことは事實であるがその後の模様を見るに主要原因は鑛夫不足によるものであつて九州地方に於いては殊にその打撃甚大と見られてゐる、従つて近く各地方鑛業會及び組合に相當て追加増送すること、決

を加へるものであるとの意見に一致しており時節柄事態は頗る重視されてゐる右に關し某有力鑛業家は若松で語る

本縣では軍需工場と同様炭坑従業員の事が考慮されねばならぬのに炭坑を無視してゐることは遺憾である縣當局の態度に對して鑛業團體から適當な意思表示が行はれることになるかも知れない

(九州日報)

## 樺太泊岸の新鑛區

### 日鐵二瀨が開發に着手

飯塚市外日鐵二瀨鑛業所が新たに買収する樺太泊岸附近の新鑛區は同所室木鑛業部長が今夏實地測量調査から歸所以來鋭意地形圖等を設計中のところ今回完成、引續き地上施設の設計に着手し來春五月の解氷季を待つて黒ダイヤ開發の先遣部隊なる建設隊が同地へ出發、事務所、舎宅、發電所等の建設に取掛るが、何分全鑛區面積一千萬餘坪で現在の同鑛業所全鑛區面積よりもさらに廣く泊岸の港から露天掘鑛區までの距離二里半、泊岸港と露天掘鑛區との中間に連る中心鑛區の延長九里半といふ廣大なものだけに相當大規模な鐵道敷設の必要があり、したがつて地上施設の所要

定した百十一萬噸出炭のためには在來の鑛夫不足の補充と新規増産のための必要により相當多數の鑛夫増員を必要とするわけでありこの點の解決を見ずば今後の増産計畫は一大難關に遭遇するものさ憂慮されてゐる

(日刊工業新聞)

## 筑豊炭輸送列車

### 十二月初旬増發實施

石炭輸送の年末繁忙期を目前に控へた門鐵局では、輸送力の不足を補ふため、筑豊線に石炭列車三往復の増發を計畫、最初は十一月一日から實施の豫定であつたが、諸種の理由で困難として、十二月始めに繰延實施すべく、十四日正午から本局集會所で運輸運轉、門司運事の關係者が集會、その大綱を取決め、今月下旬更に現場の意見を求めて、實施案を決定することになつた

増發列車の内譯は、戸畑、西八畑、若松線それ／＼一往復である

(福岡日日より)

## 鑛業法改正委員

現行鑛業法の全般的改正に關し調査審議すべき鑛業法改正調査

委員会は十一日左の如く發令された

法制局參事官森山鏡一△企畫院調査官小金義照△内務省地方局長坂千秋△大藏省主計局長谷口恒二△司法省民事局長大森洪太△農林省農務局長小濱八彌△農林省山林局長原辰二△商工政務次官小暮武太夫△商工次官村瀬直義△商工參與官佐藤謙之輔△商工省鑛山局長東榮二△燃料局長官竹内可吉△佐野秀之助△青妻榮△川久保修吉△松村眞一郎△男爵松田正之△野田文一郎△森田福一△松本健次郎△平田慶吉△三谷一二  
鑛業法改正調査委員會委員被仰付

### 樺太封鎖炭田問題

#### 次第に政治問題化

石炭五ヶ年計畫の樹立、遂行に關聯して樺太封鎖炭田の開發可否問題の成行は愈々重視されるに至つた、即ち拓務省側が開發の意向であるに對し、地元民の一部は賛意を表しつつあるも樺太廳當局が反對を表明して居り、更に商工省内部に於ても燃料局關係が十三年度より着手せんとするに對し、鑛山局の技術者關係が時期早尙論に傾きつゝある點で、結局海軍當局の出様に依つて最後の決

定を見るものと豫想されるが、之に民間關係者方面の希望も加はつて次第に政治問題として波紋は擴大せんとしつゝある、なほ賛否の根據となるべき理由は夫々左の如し

#### 開發論の根據

- 一、筑豊、磐城の炭田現状より封鎖各炭田をも含めた全面的開發が必要である
- 二、樺太全土産業の振興上より南部の現炭田のほか封鎖炭田をも開發することが得策である

#### 尙早論の根據

- 一、内地炭田にはなほ相當の餘力があるのみならず樺太だけの立場から見ても南部炭田の現出量百七、八十萬トンを三百萬トン以上とする事は極めて容易である。
- 二、南部炭田埋藏量が約十億トンに對し封鎖炭田はより少ない九億五千トン程度で質も低下してゐる
- 三、封鎖炭田はあくまで初期目的通り、將來に備ふべきである

#### 北支の石炭、鐵資源

北支に於ける石炭鐵資源は頗る豊富にして其の埋藏量は無盡藏

と言はれてゐる其の現況は左の如くである。

**石炭** 北支の石炭の豊富なことは世界的に有名であるが、

その埋藏量は次の如くである

山	東	1,715,000
河	北	2,232,628
山	西	27,355,537
察	哈	48,000
綏	遠	355,000
計		32,995,133

殊に山西省の如きは支那全土の過半を埋藏してゐるといへば、滿洲國の石炭埋藏量を四十五億噸とみれば山西だけでもその二十六倍強の大資源が地中に埋れてゐることになり、又日本の一ヶ年の石炭使用量を約五十萬噸とみれば假に今後もそれだけ使ふものとするに北支は今後約二千五百年間の日本の總需要を満足し得る勘定である

**鐵鑛** 鐵鑛は北支の重要資源である、支那全土の鐵鑛埋藏

量は三億二千二百萬噸であるが、このうち半數餘は北支の埋藏に關はるものである、即ち北支鐵鑛の埋藏量は

山	東	14,700
---	---	--------

河	北	56,644
山	西	50,000
察	哈	82,826
綏	遠	107,200
計		196,670

主なる鑛區としては察哈爾省の龍烟鐵鑛の山東省の金嶺鎮鐵鑛である、龍烟鐵鑛は約四億噸の埋藏があり品位も平均五〇%以上で所によるに六〇%以上のものがあるといはれてゐる、大戰當時資本金五百萬元（日本の三菱借款あり）で事業を開始したが戰役の反動に見舞はれて破綻し爾來休業して今日に及んでゐる、金嶺鎮鐵鑛は埋藏量は約千五百万噸である、大戰後日支合辦で一時期採掘を試みたが現在は事業を中止してゐる

日本は現在一ヶ年に四百五十萬噸の鐵鑛を需要してゐるがこの二割七分はこれまで支那（主として中支）から輸入してゐた

### 陸軍造兵廠

#### 下期 購入炭契約完了

東京陸軍造兵廠では各地購入炭を例年一ヶ年分宛取纏め

入札に附していたが本年は之を二回に分割することとなり第一回を本年六月七日に入札に附したことは當時詳報の通りであるが第二回を左記の通り去る九月一日に入札に附したが、東京納めの粉八、〇〇〇甕を除き他は總て再入札で落札決定を見たが東京納め粉八、〇〇〇甕のみは落札を見るに至らず其後最低入札者釜芳商店との間に隨意契約の交渉を進めていたが遂に交渉成立せず、これがため造兵廠では二番札の吾妻商會に交渉の結果納入期日を早めること、して過般漸く下記の通り決定を見るに至つた、規格、購入

場所、品目及數量、契約者、契約値段、前回及前年比を示せば下記の通り	規格	水分	灰分	熱量
甲塊	四	%	%	六、五〇〇
乙塊	四	%	%	五、五〇〇
切	五	%	%	(粉分六五%)
粉	五	%	%	六、五〇〇

納入場所	品目及數量	契約者	契約値段	本年(六月)比 納期(凡) 自本年六月 至本年七月	昨年(五月)比 納期(凡) 自昨年五月 至本年六月
大 阪	甲塊 一、〇〇〇 甕	宗 像	應當り 一八、八四	高〇、九四	高四、九二
同	粉 一八、〇〇〇	吾 妻	應當り 一六、五八	高一、二三	高六、二八
宇 治	粉 五、三〇〇	宗 像	應當り 一八、一〇	—	高六、五七
小 倉	粉 一、三〇〇	三 菱	應當り 一三、四〇	高〇、七五	高四、九七
名古屋	粉 三、二〇〇	新 美	總額七二、三五〇、〇〇	—	—
同	切 六〇〇				

東 京	品目及數量	契約者	契約値段	本年(六月)比 納期(凡) 自本年六月 至本年七月	昨年(五月)比 納期(凡) 自昨年五月 至本年六月
同	甲塊 一、六〇〇	三	總額七三、八四二、〇〇	高二、七〇	高八、八五
同	乙塊 七四〇	四		高二、七〇	高八、八五
同	切 一、二〇〇			—	—
同	粉 八、〇〇〇	吾 妻	應當り 一八、七〇	高二、七〇	高八、八五

△備 考

粉炭ノ規格ハ今回及前回(本年六月)ノ入札ハ六、五〇〇カロリーナルモ昨年五月ノ入札ハ六、〇〇〇カロリーナリ  
(石炭タイムス)



石炭鑛業權設定(自八月十六日) (至九月廿五日)

福岡鑛山監督局管内

登録番号	鑛區所在地	面積	鑛業權者住所氏名	登録月日
佐賀 三〇九	杵島郡武内村中通村	七七,〇〇〇	八幡市熊手 山崎林太郎	八二六
長崎 三六一	南松浦郡冥浦村岐宿村並ニ海面	九八,〇〇〇	門司市大里町の場町 三崎 友一	八二六
福岡 三〇〇	三池郡開村地先海面山門郡大和村地先海面	二〇〇,二五〇	福岡縣田川郡添田町 藏内 正次	八二九
全 三三三	宗像郡河東村田島村	〇九,〇〇〇	福岡市庄 鈴木金次郎	八二九
佐賀 三〇四	藤津郡鹿島村鹿島町五町田村	八八,〇〇〇	福岡縣鞍手郡木屋瀬町 小林 勇平	八二九
長崎 三六二	東彼杵郡江上村並ニ海面崎針尾村地先海面	九七,五〇〇	福岡市榑木屋町 森直記外一人	八二九
山口 三〇四	宇部市地先海面	一,〇〇〇,〇〇〇	宇部市冲字部 松永 勝藏	八三〇
佐賀 三〇九	杵島郡北方村、小城郡西多久村	二五,〇〇〇	佐賀縣杵島郡朝日村 馬渡 將	八三三
長崎 三六四	北高來郡真津山村小栗村江ノ浦村西彼杵郡喜々津村	九八,〇〇〇	長崎縣北松浦郡柵木村 吉居丑之助外一人	八三三
全 三六五	南高來郡北串山村南串山村並ニ海面	九七,二〇〇	福岡市西壁粕町五丁目 正水慶一外一人	八三三
▲大分 三三〇	速見郡藤原村日出町豊岡町並ニ海面	一,〇〇〇,〇〇〇	福岡縣田川郡添田町 中島猛四郎外一人	八三三
長崎 三六六	南松浦郡岐宿村奥浦村並ニ海面	九七,五〇〇	門司市大里的場町 三崎 友一	八三三
山口 三〇六	美禰郡大嶺村	七六,〇〇〇	福岡市大名町 秀村 範一	八三七
全 三〇七	吉敷郡秋穂二島村地先海面	七三,〇〇〇	宇部市中字部 三輪健助外一人	八三七

福岡 三〇四	小倉市地内	三三,一〇〇	東京市芝區田村町一丁目 日本化學工業株式會社	九二一
熊本 三〇八	天草郡牛深町並ニ海面	九〇,〇〇〇	佐世保市比良町 草場 梅子	九二一
佐賀 三〇六	藤津郡七浦村多良村並ニ海面	九七,〇〇〇	東京市麴町區丸ノ内二丁目 三菱鑛業株式會社	九二二
全 三〇七	藤津郡多良村並ニ海面	一,〇〇〇,〇〇〇	同 同	九二二
全 三〇六	藤津郡大浦村並ニ海面	一,〇〇〇,〇〇〇	同 同	九二二
全 三〇九	藤津郡多良村並ニ海面	一,〇〇〇,〇〇〇	同 同	九二二
全 三〇〇	同 前	九七,〇〇〇	同 同	九二二
全 三〇一	同 前	九七,〇〇〇	同 同	九二二
全 三〇二	藤津郡七浦村並ニ海面鹿島村地先海面	九七,〇〇〇	同 同	九二二
全 三〇三	藤津郡七浦村並ニ海面	一,〇〇〇,〇〇〇	同 同	九二二
全 三〇四	同 前	九八,〇〇〇	同 同	九二二
福岡 三〇五	築上郡上城井村京都郡城井村并良原村地内	九四,〇〇〇	小倉市大阪町 高崎新一郎	九二五
全 三〇六	福岡市地内	二四,〇〇〇	飯塚市立岩 株式會社麻生商店	九二五
長崎 三六八	東彼杵郡國村川棚町並ニ海面	五〇,一〇〇	飯塚市立岩 九州鑛業株式會社	九二五
全 三〇九	北松浦郡小佐々村並ニ海面	三三,〇〇〇	東京市麴町區丸ノ内二丁目 三菱鑛業株式會社	九二六
福岡 三〇八	八幡市遠賀郡折尾町	九四,〇〇〇	東京芝區田村町一丁目 日本化學工業株式會社	九二六
長崎 三六〇	北松浦郡中野村並ニ海面紐差村地先海面	五八,〇〇〇	長崎市大浦東山町 小岩マツ外二人	九二七
福岡 三〇〇	遠賀郡折尾町並ニ海面	五〇,〇〇〇	東京市芝區田村町一丁目 日本化學工業株式會社	九二八
山口 三〇〇	豐浦郡川中村並ニ海面	一,〇〇〇,〇〇〇	宇部市冲字部 板垣滿吉外一人	九二八
全 三〇〇	厚狹郡高千帆村厚狹町並ニ海面	九六,〇〇〇	福岡縣嘉穗郡大隈町 田籠 寅藏	九二八

大分	三三三	東國東郡姬島村並ニ海面	七六、三三三	宇部市沖字部	竹中 雪藏	九、〇
長崎	三三三	南高來郡西有家町並有馬村並ニ海面	九六、八〇〇	大阪府北河内郡三郷町	高須重彦外一人	九、〇
全	三三三	南高來郡加津佐町並ニ海面	九六、七〇〇	同	同	九、〇
全	三三三	南高來郡加津佐町南串山村地内	九四、四〇〇	同	同	九、〇
全	三三三	南高來郡南串山村加津佐町並ニ海面	九七、一〇〇	同	同	九、〇
全	三三三	南高來郡加津佐町地内	九三、一五〇	同	同	九、〇
全	三三三	南高來郡南串山村並ニ海面	九六、四〇〇	同	同	九、〇
熊本	三〇〇	天草郡富津村龜浦村並ニ海面	四八、〇〇〇	同	同	九、二
全	三〇二	玉名郡荒尾町地先海面、有明村地先海面	九〇、〇〇〇	佐賀縣西松浦郡伊萬里町藤田與兵衛外一名		九、二
全	三〇三	同 前	九〇、〇〇〇	東京市日本橋區釜町二丁目	三井礦山株式會社	九、二
全	三〇三	同 前	九〇、〇〇〇	同	同	九、二
全	三〇四	玉名郡有明村地先海面清里村地先海面	九〇、〇〇〇	同	同	九、二
全	三〇五	玉名郡荒尾町地先海面福岡縣大牟田市地先海面	九〇、〇〇〇	同	同	九、二
福岡	三〇三	大牟田市地先海面熊本縣玉名郡荒尾町地先海面	九〇、〇〇〇	同	同	九、二
全	三〇三	同 前	九〇、〇〇〇	同	同	九、二
全	三〇三	三池郡銀水村地先海面三潯郡昭代村地先海面	九〇、〇〇〇	同	同	九、二
全	三〇四	三池郡銀水村地先海面山門郡兩開村地先海面	八八、〇〇〇	同	同	九、二
全	三〇五	三池郡昭代村地先海面	八八、〇〇〇	同	同	九、二
全	三〇五	三池郡銀水村地先海面	八八、〇〇〇	同	同	九、二
全	三〇六	三池郡銀水村地先海面大牟田市地先海面	九〇、〇〇〇	同	同	九、二

全	六三三	同 前	八三、〇〇〇	同	同	九、三
全	六三八	大牟田市地先海面	九七、〇〇〇	同	同	九、三
全	六三九	同 前	九〇、〇〇〇	同	同	九、三
全	六四〇	同 前	九〇、〇〇〇	同	同	九、三
全	六四一	田川郡彦山村地内	四七、〇〇〇	福岡縣田川郡大住村	鬼丸武四郎	九、四
熊本	三〇六	天草郡今津村楠甫村並ニ海面	八六、六五〇	佐世保市園田町	藤原 虎一	九、四
全	三〇七	天草郡今津村地先海面楠甫村大浦村並ニ海面	九六、一五〇	同	同	九、四
全	三〇八	天草郡今津村楠甫村大浦村並ニ海面	八七、九〇〇	同	同	九、四
山口	四〇八	厚狹郡船木町地内	九九、六〇〇	德山市	深井藏音外一名	九、五
熊本	三〇九	天草郡浦村地内	九八、八〇〇	東京市澁谷區猿樂町	金光齊天外一人	九、五
長崎	三二九	北松浦郡福島村並ニ海面	三二、一〇〇	福岡市極樂寺町	中島 德松	九、五
佐賀	三二五	杵島郡朝日村地内	三三、〇〇〇	小倉市上富野	福原 佐門	九、七
山口	四〇九	厚狹郡生田村並ニ海面	八六、〇〇〇	東京市麴町區丸ノ内二丁目	東邦炭礦株式會社	九、八
長崎	三三〇	北松浦郡上志佐村佐賀縣西松浦郡東山代地内	八六、八〇〇	福岡市船津町	久恒 得郎	九、八
全	三三一	西彼杵郡長興村並ニ海面	九三、〇〇〇	東京市麴町區丸ノ内二丁目	落合 久次	九、八
福岡	六四三	小倉市並ニ海面山口縣下關市地先海面	九〇、〇〇〇	東京市芝區田村町一丁目	日本化學工業株式會社	九、二〇
佐賀	三〇六	東松浦郡德賀村並ニ海面	三三、〇〇〇	佐賀市上芦町	馬場 辨三	九、三
全	三〇七	佐賀郡鍋島村嘉瀬村久保田村小城郡三日月村地内	九四、二〇〇	佐賀縣藤津郡久間村	梶原 榮	九、三
熊本	三〇三	宇土郡戸馳村並ニ海面	九四、二〇〇	山口縣吉敷郡名田島村	秋本 潤輔	九、三
宮崎	三三七	宮崎郡青島村並ニ海面	九六、九〇〇	福岡市大名町一丁目	高須重彦外一人	九、三

全	三六八	東臼杵郡北郷村西郷村地内	五五、〇〇〇	宮崎縣延岡市岡富甲	原田 末雄	九三
福	四四六	企救郡松ヶ枝村地先海面同郡刈田町地先海面	九八、三〇〇	東京市杉並區萩窪三丁目	中尾謹次郎	九二四
全	四四七	企救郡松ヶ枝村地先海面	九二、七〇〇	同	人	九二四
全	四四八	同	九二、七〇〇	同	人	九二四
全	四四九	同	九二、八七五	同	人	九二四
全	四五〇	嘉穂郡額田村鞍手郡小竹町地内	三三、六〇〇	福岡縣若松市修多羅	二宮 時雄	九二四
全	四五二	田川郡添田町地内	三三、七〇〇	大阪市東區南久寶町四丁目	石原 長次	九二四
山	四二一	大津郡菱海村日置村地内	九六、五〇〇	唐津市唐津	石田 豊彦	九二四
長	四三三	西彼杵郡崎戸町地先海面	九五、八〇〇	東京市麴町區丸ノ内一丁目	九州炭礦汽船株式會社	九二五
福	六五三	鞍手郡宮田町地内	九七、七〇〇	下關市唐戸町	貝島炭礦株式會社	九二五
佐	三〇八	西松浦郡波多津村地内	九〇、五〇〇	大阪市東區北濱二丁目	九州合同炭礦株式會社	九二五



### 軍機保護法改正法律答解

#### 一、立法ノ理由

舊軍機保護法ハ約四十年前以前ノ制定ニ係ルタメ、今デハ之ヲ以テシテハ到底現代ノ膠報戰ニ對應スルコト不能トナツタバカリデナク、其ノ刑名刑期等ハ舊刑法所定ノモノニ係ル等不備缺陷ガ多イノデ、茲ニ其ノ改正法律ガ制定、施行セラル、ニ至ツタノデアル。尙改正法律施行後ト雖モ舊法ハ廢止サレテキナイカラ、新法ト抵觸セザル事項ニ付テハ舊法ハ依然有效デアル。(舊軍機保護法及ビ其ノ改正法律並施行規則ニ付テハ下記ヲ參照ノコト)

#### 二、改正法律ノ要旨

- (1) 軍事上ノ機密ノ種類、範圍ヲ明カニシタコト
- (2) スパイ團ヲ編成シタ者等ヲ處罰スル規定ヲ設ケタコト
- (3) 防空、其ノ他國土防衛ノ爲必要ノ規定ヲ設ケタコト
- (4) 機密ノ演習、實驗等ヲ秘匿スルタメ一定ノ土地、空

域、水面ニ對シ臨機ニ短期間ノ立入ノ禁止若シクハ制限ヲ爲シ得ルヤウ規定シタコト

- (5) 外國若シクハ外國ノタメニ行動スル者ニ漏泄スル目的ヲ以テ軍事上ノ機密ヲ探知收集セル者ト斯カル目的ナクシテ探知收集セル者ト處罰ノ輕重ヲ異ニシタコト
  - (6) 業務ニ因リ軍事上ノ機密ヲ知得又ハ領有シタル者ガ之ヲ他人ニ漏泄セル場合ニ之ヲ處罰スル規定ヲ設ケタコト
  - (7) 防禦營造物ニ準ズル重要ナ物モ本法保護ノ對象トシタコト
  - (8) 本法中ノ主ナル犯罪ニ付イテ之ヲ犯サシムル者、犯サシムルタメ誘惑又ハ煽動シタル者ハ被誘惑者又ハ被煽動者ガ罪ヲ犯スニ至ラズシテモ之ヲ罰スル規定ヲ設ケタコト
- 三、改正法律中當社ノ業務ニ關係アル事項(詳細ハ「添附法令」參照ノコト)
- (1) 軍事上ノ機密ヲ「探知シ又ハ收集」スルコトノ意味

軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ收集シタル者ハ處罰サレ  
ル(第二條、第四條、第六條等)。

「探知又ハ收集」トイフ語ハ本法中隨所ニ見ラレル  
ノデアルガ、ソレガ善意ノ場合ヲモ含ムカ否カノ解  
釋ニ關シ議會ニ於テ種々問答ガ交ハサレタ。結局「  
探知」ハ悪性ヲ表示スルコトガ明瞭デアリ、「收集」  
モ本法ニ於ケル「軍事上ノ秘密」ノ性質並ニ取扱  
リ考ヘテ悪性アル文字ト解釋スルコトガデキルト爲  
サレタ。即チ「探知」トハ當然悪意ノ場合ヲ指ス  
以テ常ニ處罰ノ理由トナルガ、「收集」ノ場合ハ軍事  
上ノ秘密デアアルコトヲ知ラズシテ收集スルノハ處罰  
サレナイノデアアル(官報號外第七十回帝國議會貴族  
院議事速記録第十四號第二〇〇頁杉山陸相ノ答辯參  
照)

舊法ハ斯ノ如キ場合ニ於テ明カニ「軍事上秘密ノ事  
項又ハ圖書物件タルコトヲ知テ之ヲ探知收集シタル  
者ハ……」或ヒハ軍事上秘密ノ事項又ハ圖書物件  
ヲ知得領有シタル者「其ノ秘密タルコトヲ知テ」之

ヲ他人ニ傳説交付シ……等ト規定シ、處罰ヲ惡意  
ノ場合ニ限定シテキルガ、改正法律モ亦同趣旨ト解  
スルコトガデキルノデアアル。

(2) 軍事上ノ秘密、即チ軍事上秘密ヲ要スル事項又ハ圖  
書物件ノ種類範圍(陸海軍共施行規則第一條)

軍事上ノ秘密ヲ探知、收集スル者ハ處罰サレル(第  
二條、第四條、第六條、第十五條乃至第二十一條)  
而シテ軍事上ノ秘密ノ探知、收集行爲ハ惡意ノ行爲  
デアルカラ、第八條、第九條ニ依リ禁止セラレタル  
行爲ノ許可規定(第十條施行令第二條乃至第四條)  
ノ如キ、條件ヲ定メテ探知收集ヲ許可スル場合ハ存  
シナイ。  
軍事上ノ秘密ノ種類範圍ノ主ナルモノハ次ノ如クデ  
アル。

(A) 運輸、通信ニ關スル事項

(a) 軍動員又ハ軍需動員ノ輸送計畫又ハ輸送準備  
ノ内容  
(b) 戰時輸送軍隊ノ軍用列車數等

(c) 戰時軍徵備船舶ノ船名、隻數、航路等

(B) 資材ニ關スル事項

(a) 資材ノ整備若ハ補給ノ計畫又ハ整備若ハ補給  
シタル資材ノ種類及數量若ハ補給率

(b) 現場ニ標識ヲ設ケテ標示シタル軍需品貯藏所  
内ニ貯藏スル資材ノ種類及數量

(c) 陸海軍大臣所管ノ軍需品工場ノ能力

(d) 現場ニ標識ヲ設ケテ標示シタル軍需品工場ノ  
生産能力設備若クハ技術又ハ生産中ノ資材ノ  
種類及數量

(3) 測量、撮影、模寫、模造若ハ錄取ヲ禁止スル物件(

第八條、第九條、施行令第二條乃至第四條)

軍用艦船、陸海軍大臣所管ノ飛行場、電氣通信所、  
軍需品工場、軍需品貯藏所其ノ他ノ軍事施設及ビ其  
ノ周圍一定ノ地域、但シ許可ヲ受クレバ右禁止セル  
コトヲ行フコトガデキル。

(4) 業務ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得領有シタル場合

業務ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル軍機保護法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公  
布セシム

### ○軍機保護法

明治三十二年七月十五日  
法律第四百四號

總理、陸軍、海軍、司法大臣副署

軍機保護法

第一條 軍事上秘密ノ事項又ハ圖書物件タルコトヲ知テ之ヲ探知收集シタル者ハ「重懲役」ニ處シ其ノ情輕キ者ハ一等ヲ減ス

第二條 職務ニ因リ軍事上秘密ノ事項又ハ圖書物件ヲ知得領有シタル者其ノ秘密タルコトヲ知テ之ヲ他人ニ漏洩交付シ若ハ之ヲ公示シタルトキハ「有期徒刑」ニ處ス

第三條 偶然ノ理由ニ因リ軍事上秘密ノ事項又ハ圖書物件ヲ知得領有シタル者其ノ秘密タルコトヲ知テ之ヲ他人ニ傳説交付シ若ハ之ヲ公示シタルトキハ「輕懲役」ニ處ス

第四條 許可ヲ得スシテ軍港要港防禦港又ハ堡壘砲臺水雷衛所其ノ他國防ノ爲建設シタル諸般ノ防禦營造物ヲ測量模寫撮影シ又ハ其ノ狀況ヲ錄取シタル者ハ一月以上三年以下ノ「重禁錮」ニ處シ又ハ二圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス

因テ第一條ノ罪ヲ犯シタル者ハ重キニ從テ處斷ス

第五條 許可ヲ得ヌ又ハ詐欺ノ所爲ニ因リ許可ヲ得テ堡壘砲臺水雷衛所其ノ他國防ノ爲建設シタル諸般ノ防禦營造物

物内ニ入りタル者亦前條ノ例ニ同シ

第六條 本法ニ規定シタル「輕罪」ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ「未遂犯罪」ノ例ニ照シテ處斷ス

第二條ノ罪ヲ犯サントシテ其ノ豫備ヲ爲シタル者ハ同條ノ刑ニ照シ二等又ハ三等ヲ減ス

第七條 本法ノ罪ヲ犯シ因テ財物ヲ得タル者ハ其ノ財物ヲ沒收シ既ニ費消シタルトキハ其ノ價額ヲ追徵ス

第八條 本法ハ刑法第二編「第二章第二節」外患ニ關スル罪陸軍刑法第二編第一章反亂ノ罪海軍刑法第二編第一章反亂ノ罪ニ關スル規定ノ效力ヲ妨ケス

昭和十二年八月十四日  
法律第七十二號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル軍機保護法改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

總理、陸軍、海軍、司法大臣副署

軍機保護法

第一條 本法ニ於テ軍事上ノ秘密ト稱スルハ作戰、用兵、

動員、出師、其ノ他軍事上秘密ヲ要スル事項又ハ圖書物件ヲ謂フ

前項ノ事項又ハ圖書物件ノ種類範圍ハ陸軍大臣又ハ海軍大臣命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ收集シタル者ハ六月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

軍事上ノ秘密ヲ公ニスル目的ヲ以テ又ハ之ヲ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏洩スル目的ヲ以テ前項ニ規定スル行爲ヲ爲シタル者ハ二年以上ノ有期徒刑ニ處ス

第三條 業務ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ他人ニ漏洩シタルトキハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

業務ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者公ニシ又ハ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏洩シタルトキハ死刑又ハ無期若ハ四年以上ノ懲役ニ處ス

第四條 軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ收集シタル者之ヲ他人ニ漏洩シタルトキハ無期又ハ二年以上ノ懲役ニ處ス

軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ收集シタル者之ヲ公ニシ又ハ

外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏洩シタルトキハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第五條 偶然ノ理由ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ他人ニ漏洩シタルトキハ六月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

偶然ノ理由ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ公ニシ又ハ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏洩シタルトキハ無期又ハ二年以上ノ懲役ニ處ス

第六條 軍事上ノ秘密ヲ探知シ、收集シ又ハ漏洩スルコトヲ目的トシテ團體ヲ組織シタル者又ハ其ノ團體ノ指導者タル任務ニ從事シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

情ヲ知リテ前項ノ團體ニ加入シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第七條 業務ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者過失ニ因リ之ヲ他人ニ漏洩シ又ハ公ニシタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密保護ノ爲必



要アルトキハ命令ヲ以テ左ニ掲クルモノニ付測量、撮影、模寫、模造若ハ錄取又ハ其ノ複寫若ハ複製ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

一、軍港、要港又ハ防禦港

二、堡壘、砲臺、防備衛所其ノ他ノ國防ノ爲建設シタル防禦營造物

三、軍用艦船、軍用航空機若ハ兵器又ハ陸軍大臣若ハ海軍大臣所管ノ飛行場、電氣通信所、軍需品工場、軍需品貯藏所其ノ他ノ軍事施設

前項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第九條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密保護ノ爲必要アルトキハ命令ヲ以テ前條第一項ノ防禦營造物又ハ軍事施設ノ周圍ノ地域ニシテ陸軍大臣又ハ海軍大臣所管ノモノニ付區域ヲ定メ其ノ區域ニ付測量、撮影、模寫、模造若ハ錄取又ハ其ノ複寫若ハ複製ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者亦前條第

二項ニ同シ

第十條 許可ヲ得ス若ハ許可ニ附シタル條件ニ違反シ又ハ詐欺ノ方法ヲ以テ許可ヲ得テ第八條第一項第二號若ハ第三號ニ掲クルモノニシテ同條ノ禁止若ハ制限ニ係ルモノ又ハ前條第一項ノ區域ニ侵入シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條 第八條第一項又ハ第九條第一項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反スル行爲ヨリ生シタル圖書物件ヲ他人ニ交付シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ圖書物件ヲ公ニシ又ハ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ交付シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ防空其ノ他國土防衛ノ爲軍事上ノ秘密保護ノ必要アルトキハ命令ヲ以テ空域、土地又ハ水面ニ付區域ヲ定メ左ニ掲クル行爲ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

一、其ノ區域ニ於ケル航空

二、其ノ區域内ノ氣象ノ觀測又ハ其ノ區域内ノ水陸ノ形狀若ハ施設物ノ狀況ノ測量若ハ空中、高所ヨリノ撮影又ハ其ノ複寫若ハ複製

前項第一號ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處シ同項第二號ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第一項第二號ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反スル行爲ヨリ生シタル圖書ヲ他人ニ交付シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ圖書ヲ公ニシ又ハ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ交付シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ演習又ハ兵器實驗等ニ際シ軍事上ノ秘密保護ノ爲必要アルトキハ命令ヲ以テ演習又ハ實驗等ヲ行フ空域、土地又ハ水面及其ノ周圍ノ地域ニ付區域及期間ヲ定メ之ニ出入スルコトヲ一時禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十四條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密保護ノ爲必要アルトキハ命令ヲ以テ開港場以外ノ水面ニ付區域ヲ定メ外國船舶ノ之ニ出入スルコトヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル船舶ノ長又ハ其ノ職務ヲ執ル者ハ五年以下ノ懲役又ハ三百圓以上二千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合情狀重キトキハ其ノ船舶ヲ沒收ス

第十五條 第二條乃至第六條、第八條第二項、第九條第二項、第十條、第十一條、第十二條第二項乃至第四項及第十三條第二項ノ未遂罪ハ之ヲ罪ス

第十六條 第二條乃至第五條ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ三月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第二條乃至第五條ノ罪ヲ犯サシムル爲他人ヲ誘惑シ又ハ煽動シタル者亦前項ニ同シ

第十七條 第六條、第八條第二項、第九條第二項、第十條  
第十一條、第十二條第二項乃至第四項又ハ第十三條第二  
項ノ罪ヲ犯サシムル爲他人ヲ誘惑シ又ハ煽動シタル者ハ  
一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 本法ノ罪ヲ犯シ因テ得タル財物ハ犯人以外ノ者  
ニ屬セサルトキニ限り之ヲ沒收ス其ノ財物カ犯人以外ノ  
者ニ屬シ又ハ消費其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ全部又ハ一部  
ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第十九條 第二條乃至第五條、第七條、第八條第二項、第  
九條第三項、第十一條又ハ第十二條第二項乃至第四項ニ  
規定スル犯罪行爲（未遂罪ノ場合ヲ含ム）ヲ組成シタル  
物又ハ其ノ犯罪行爲ヨリ生シタル物ハ裁判ニ依リ沒收ス  
ル場合ヲ除クノ外何人ノ所有ヲ問ハス行政ノ處分ヲ以テ  
之ヲ沒收スルコトヲ得

前項ノ沒收ニ關スル手續ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
第二十條 第二條、第六條、第八條第二項、第九條第二項  
第十二條第二項、第十五條又ハ第十六條第一項ノ罪ヲ犯  
シタル者未タ官ニ發覺セサル前自首シタルトキハ其ノ刑

ヲ減輕シ又ハ免除ス  
第二十一條 第二條乃至第七條、第八條第二項、第九條第  
二項、第十一條、第十二條第二項乃至第四項及第十五條  
乃至前條ノ規定ハ何人ヲ問ハス本法施行地外ニ於テ其ノ  
罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム「昭和十二年勅令第  
五百七十八號ヲ以テ昭和十二年十月十日ヨリ施行」  
刑法施行法第二十六條第一號ヲ左ノ如ク改ム

一 削 除

◎陸軍省令第四十三號

軍機保護法施行規則左ノ通定ム

昭和十二年十月七日

陸軍大臣 杉 山 元

軍機保護法施行規則

第一條 軍機保護法第一條第二項ノ規定ニ依ル陸軍ノ軍事  
上秘密ヲ要ス事項又ハ圖書物件ノ種類範圍左ノ如シ

一 國土、作戰又ハ用兵ニ關スル事項

(略)

二 編制、裝備又ハ動員ニ關スル事項

イ 戰時ノ編制又ハ裝備

ロ 第二條第二號ニ規定スル電氣通信所、軍需品工場

軍需品貯藏所其ノ他ノ軍事施設内ノ編制又ハ業務

ハ 軍動員計畫又ハ其ノ實施ノ内容（召集及徵發ニ關  
スル事項中特ニ指定セザルモノヲ除ク）

ニ 軍需動員ニ關スル計畫ノ内容

三 國土防衛ニ關スル事項

(略)

四 諜報、防諜又ハ調査ニ關スル事項

(略)

五 運輸通信ニ關スル事項

イ 作戰、派遣、軍動員又ハ軍需動員ノ輸送計畫又ハ  
輸送準備ノ内容

ロ 戰時又ハ事變ノ際ニ於ケル輸送軍隊ノ軍用列車ノ  
列車數又ハ其ノ輸送人馬物件ノ種類及員數若ハ部隊

號

ハ 戰時又ハ事變ノ際ニ於ケル軍徵備船舶ノ船名、隻  
數、艦裝、兵裝、性能、航路若ハ航行隊形又ハ其ノ  
輸送人馬物件ノ種類及員數若ハ部隊號

ニ 戰時又ハ事變ノ際ニ於ケル軍用通信計畫ノ内容

ホ 軍用通信施設又ハ軍用通信規定ノ内容

ヘ 軍用暗號

六 演習、教育又ハ訓練ニ關スル事項

(略)

七 資材ニ關スル事項

イ 軍事機密ノ標記ヲ爲シタル資材又ハ軍事機密ノ標  
記ヲ爲シタル容器内ニ收容スル資材ノ名稱、機密、  
性能其ノ他一切ノ事項

ロ 軍事機密ノ標記ヲ爲シタル資材又ハ軍事機密ノ標  
記ヲ爲シタル容器内ニ收容スル資材ノ機構、性能又  
ハ形狀

ハ 軍事秘密ノ標記ヲ爲シタル資材又ハ軍事秘密ノ標  
記ヲ爲シタル容器内ニ收容スル資材ノ機構又ハ性能

ニ 軍事機密、軍事極秘又ハ軍事秘密ノ標記ヲ爲シテ  
ル設計若ハ規格圖書ニ依リ製造中ノ資材亦前三號ノ  
例ニ依ル

ホ 資材ノ整備若ハ補給ノ計畫又ハ整備若ハ補給シタ  
ル資材ノ種類及數量若ハ補給率

ハ 軍事機密、軍事極秘、軍事秘密ノ資材ノ實驗、試  
驗又ハ其ノ成績

ト 第八條ニ規定スル區域内ニ於テ行フ實驗、試験又  
ハ其ノ成績

チ 第二條第二號ニ規定スル軍需品貯藏所内ニ貯藏ス  
ル資材ノ種類及數量

リ 陸軍大臣所管ノ軍需品工場ノ生産（製造、調製及  
修理ヲ謂フ以下之ニ同シ）能力又ハ技術

ヌ 第二條第二號ニ規定スル軍需品工場ノ生産能力、  
設備若ハ技術又ハ生産中ノ資材ノ種類及數量

ハ 圖書物件ニ關スル事項  
(略)

前項ノ種類範圍ニ屬スル事項又ハ圖書物件ト雖法規ニ於

ル陸軍防禦營造物又ハ前條第二號ニ規定スル軍事施設ノ  
周圍ノ地域ニ付區域ヲ定メタルトキハ現場ニ標識ヲ設ケ  
テ之ヲ標示ス

前項ノ區域ニ付テハ測量、撮影、模寫、模造若ハ錄取又  
ハ其ノ複寫若ハ複製ヲ爲スコトヲ得ズ但シ陸軍防禦營造  
物ノ周圍ノ區域ニ付テハ當該要塞司令官ノ、軍事施設ノ  
周圍ノ區域ニ付テハ當該軍事施設ヲ管轄スル部隊長ノ許  
可ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラス

第四條 第二條又ハ全條第二項ニ規定スル行爲ノ許可ヲ受  
ケントスル者ハ左ノ様式ノ許可願書（二通）ヲ當該行爲  
地ノ最寄憲兵隊長、（分隊長分遣隊長ヲ含ム以下之ニ同  
シ）又ハ警察署長（臺灣ニ在リテハ郡守又ハ支廳長ヲ含  
ム以下之ニ同シ）ヲ經テ當該要塞司令官（陸軍築城部本  
部長）又ハ當該部隊長ニ提出スヘシ

（様式省略）

附 則

第五條 以下省略

テ公示セラレタルモノ又ハ陸軍省（外國ニ駐屯スル軍隊  
又ハ出征若ハ派遣スル軍隊ノ最高司令部、朝鮮軍司令部  
臺灣軍司令部、防衛司令部、師團司令部、航空兵團司  
令部及要塞司令部ヲ含ム）ニ於テ公表シタルモノハ之ヲ  
除ク

第二條 軍機保護法第八條第一項ノ規定ニ依リ左ニ掲グル  
モノニ付テハ測量、撮影、模寫、模造若ハ錄取又ハ其ノ  
複寫若ハ複製ヲ爲スコトヲ得ズ但シ第一號ニ掲グルモノ  
ニ付テハ當該要塞司令官（陸軍築城部本部長ノ管轄スル  
防禦營造物ニ付テハ陸軍築城部本部長）ノ第二號ニ掲グ  
ルモノニ付テハ當該船舶又ハ軍事施設ヲ管轄スル部隊長  
ノ許可ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラス

一 堡壘、砲臺其ノ他ノ國防ノ爲建設シタル陸軍防禦營  
造物

二 陸軍軍用船舶又ハ現場ニ標識ヲ設ケテ標示シタル陸  
軍大臣所管ノ飛行場、電氣通信所、軍需品貯藏所其ノ  
他ノ軍事施設

第三條 軍機保護法第九條ノ規定ニ依リ前條第一號ニ掲グ  
ル昭和十二年勅令第五百七十八號ヲ以テ昭和十二年十月十日  
ヨリ施行）

◎海軍省令第二十八號  
軍機保護法施行規則左ノ通定ム

昭和十二年十月七日  
海軍大臣 米 内 光 政

軍機保護法施行規則

第一條 軍機保護法第一條第二項ノ規定ニ依ル海軍ノ軍事  
上秘密ヲ要スル事項又ハ圖書物件（圖書ニ在リテハ其ノ  
秘密ノ程度ニ從ヒ「軍機」又ハ「軍極秘」ノ標記ヲ爲シ  
物件ニ在リテハ之ニ準ス）ノ種類範圍左ノ如シ

一 國防、作戰又ハ用兵ニ關スル事項

中 略

(四) 戰時又ハ事變ノ際ニ於ケル通商保護ノ方針又ハ計  
畫

(五) 戰時又ハ事變ノ際ニ於ケル艦船部隊ノ用兵上ノ任  
務、行動計畫又ハ其ノ實施ノ狀況

以下略

二 出師準備ニ關スル事項

中略

- (一) 海軍大臣所管ノ軍需品工場ノ能力
- (二) 戰時、事變又ハ之ニ準スル事件ノ際ニ於ケル出師準備ニ關スル諸令達又ハ之ニ基ク出師準備進捗ノ狀況

三 軍備ニ關スル事項

- (一) 軍備ノ方針、計畫又ハ進捗狀況
- (二) 水陸設備ノ方針又ハ計畫
- (三) 艦船部隊、官衙又ハ學校ノ戰時編制

四 諜報又ハ防諜ニ關スル事項

略

五 略

六 通信ニ關スル事項

中略

七 艦船、航空機、兵器又ハ軍需品ニ關スル事項

- (一) 「軍機」ニ屬スル現用若ハ計畫、試製、實驗中ノ船

體、機關、兵器、航空機、液體燃料、火藥又ハ「

軍機」ノ標記ヲ爲シタル計畫圖ニ依リ製作中ノ物件ノ形狀、名稱、機構、性能、要目若ハ規格

- (二) 「軍機秘」ニ屬スル現用若ハ計畫、試製、實驗中ノ船體、機關、兵器、航空機、液體燃料、火藥又ハ

「軍機秘」ノ標記ヲ爲シタル計畫圖ニ依リ製作中ノ物件ノ機構、性能、要目若ハ規格

- (三) 艦船ノ機密ニ屬スル要目

中略

前項ノ種類範圍ニ屬スル事項又ハ圖書物件ト雖モ法規ヲ以テ公示セラレタルモノ又ハ海軍ニ於テ公表シタルモノハ之ヲ除ク

第二條 軍機保護法第八條第一項ノ規定ニ依リ左ニ掲クル

モノニ付テハ測量(船舶ノ運行ニ必要ナル測深、測距、方位測定等ヲ除ク以下同シ)撮影、模寫、模造若ハ錄取又ハ其ノ複寫若ハ複製ヲ爲スコトヲ得ス、但シ第一號及第二號ニ掲クルモノニ付テハ當該鎮守府司令長官又ハ要港部司令官ノ、第三號及第四號ニ掲クルモノニ付テハ海

軍大臣、當該鎮守府司令長官、艦隊司令長官、獨立艦隊

司令官又ハ要港部司令官ノ許可ヲ得タルモノハ此ノ限ニ

在ラス

中略

- 四 現場ニ標識ヲ設ケテ標示シタル海軍大臣所管ノ飛行場、電氣通信所、軍需品工場、軍需品貯藏所其ノ他ノ軍事施設

第三條 略

第四條 第二條又ハ前條第二項ニ規定スル行爲ノ許可ヲ受

ケントスル者(海軍大臣、當該鎮守府司令長官、艦隊司令長官、獨立艦隊司令官又ハ要港部司令官ニ於テ豫メ指定シテ許可シタル者ヲ除ク)ハ左ノ様式ノ許可申請書(二通)ヲ當該行爲地ノ最寄憲兵隊長(分隊長及分遣隊長ヲ含ム以下同シ)又ハ警察署長(臺灣ニ在リテハ郡守又ハ支廳長ヲ含ム以下同シ)ヲ經テ海軍大臣、當該鎮守府司令長官、艦隊司令長官又ハ要港部司令官ニ提出スヘシ

様式省略

第五條 以下省略

附 則

本令ハ昭和十二年法律第七十二號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(昭和十二年法律第七十二號ハ昭和十二年勅令第五百七十八號ヲ以テ昭和十二年十月十日ヨリ施行)

(昭和十二年八月十四日法律第七十二號ハ軍機保護法改正ノ件ナリ)

(詳細ハ昭和十二年十月七日官報參照ノコト)



# 九州電氣軌道株式會社

## 編輯後記

今回の支那事變勃發するや、英國は支那の逆宣傳に迎合してアメリカを煽つたり國際聯盟を操つたりして國際政局を日本に不利に導き、近く九國條約國會議を開くころまで漕ぎつけた、日本を被告人扱して大いに鐵槌を加へる魂膽らしい

ところが九國條約を最初に違反したる者は英國であり、これに雷同して共犯の罪を犯したる者は米佛であることは彼の一九二三年五月の臨城事件、一九二七年一月の漢口英租界占領事件等に於ける英米のやり口で明かである

更に又九國條約を全面的に違反して願ひ

ないものは、實に其の當事國たる支那自身である、即ち支那は九國條約の眼目たる「極東に於ける事態の安定」を害して、常に平和を紊し、且つ他國の權益を蹂躪せる事幾何なるやも知れない、彼等は何を標準として條約の尊重を期するのであるか、全く不可解である

今月號から突如印刷所を變更したので編輯子はアマツキ、おまけに其の筋の注意もあつて中途から統計を掲載出来なくなりその代りに軍機保護法改正法律略解を挿入するなど順序が前後した、又連載中の坂本行敬氏の「礦夫の雇傭勞役に關する講演」の原稿は一日違ひで間に合はなかつたのは甚だ遺憾で次號に掲載致しますから坂本氏初め讀者諸賢に御諒承を乞ふ次第である。

(白又)

## 互助會報・第二卷・第十號

購 一冊 金參拾錢 郵稅共  
半年分 金壹圓八拾錢同上  
一年分 金參圓六拾錢同上  
料金は前金の事

昭和十二年十月十七日印刷納本  
昭和十二年十月二十日發行

若松市本町二丁目

石炭鑛業互助會

發行人

風戸道康

編輯人

道康

若松市堺町三丁目

印刷人

吉田万造

若松市堺町三丁目

印刷所

吉田印刷所

電話 六五二番

若松市本町二丁目

發行所 石炭鑛業互助會

電話 三四七六  
七〇六七一  
九一六九

昭和十七年四月七日第三種郵便認可(毎月一回)二十日發行  
昭和十七年七月七日印刷本 昭和十七年五月一日發行

石炭鑛業互助會報

發行所 青森市本町三丁目

石炭鑛業互助會